

英国内務省出身国報告スーダン

2007年11月15日

Border & Immigration Agency
Country of Origin Information Service
目次

序文

最新ニュース

2007年10月10日から2007年11月15日までのスーダンでの出来事

2007年10月1日以降に発行またはウェブサイトへのアクセスで入手できた報告書一覧

	段落
背景情報	
地理	1.01
スーダン及び近隣諸国の地図.....	1.06
経済	2.01
Merowe Dam建設プロジェクト.....	2.07
歴史	3.01
AL-BASHIRの支配体制.....	3.05
スーダンの平和と紛争.....	3.06
2005年1月9日スーダン包括和平協定（Comprehensive Peace Agreement）の調印.....	3.06
ダルフール紛争.....	3.12
東部紛争	3.19
最近の事態の展開.....	4.01
憲法	5.01
スーダン国家暫定憲法（INC）.....	5.01
南スーダン暫定憲法（ICSS）.....	5.06
政治制度.....	6.01
国民統一政府（GoNU）.....	6.01
南スーダン政府（GOSS）.....	6.10
人権	
序論	7.01
治安部隊.....	8.01
警察.....	8.03
恣意的逮捕及び拘束	8.04
武装部隊	8.10
治安部隊：南スーダン	8.12
兵役	9.01
人民防衛軍（Popular Defence Forces）.....	9.09
軍役の免除、恩赦及び遅延.....	9.15
良心的参戦拒否、軍役拒否及び忌避	9.16
新兵募集・徴兵.....	9.17
強制的徴兵.....	9.23
兵役：西スーダン（ダルフール）.....	9.25

兵役：南スーダン	9.27
強制的徴兵：南スーダン	9.32
司法	10.01
司法構造	10.06
西スーダン（ダルフール）	10.12
司法：南スーダン	10.16
司法構造：南スーダン	10.22
逮捕及び拘束：法的権利	11.01
逮捕及び拘束 法的権利:南スーダン	11.05
刑務所及びその環境	12.01
内部の構造	12.01
刑務所の環境	12.03
女性の囚人	12.05
刑務所の子供たち	12.08
刑務所及びその環境：南スーダン	12.12
内部の構造	12.12
刑務所の環境	12.18
死刑	13.01
死刑：南スーダン	13.08
政治的参加	14.01
結社及び集会の自由	14.01
集会及びデモ	14.05
政治活動家	14.12
学生活動家	14.14
The Popular/People's National Congress (PC/PNC) ..	14.19
The Umma/Ummah Party (UP)	14.22
武装反政府勢力：西スーダン（ダルフール）	14.27
武装反政府勢力：東スーダン	14.29
結社及び集会の自由：南スーダン	14.33
言論及び報道の自由	15.01
ジャーナリスト	15.10
言論及び報道の自由：南スーダン	15.15
宗教の自由	16.01
宗教の自由に対する弾圧及び制限	16.08
自主的及び強制的改宗	16.17
宗教の自由：南スーダン	16.20
少数民族グループ	17.01
北スーダン：ヌビア人	17.08
東スーダン：Beja族及びRashaida族	17.18
西スーダン（ダルフール）：Fur 族, Massaleit 族及び Zaghawa 族	17.33
遊牧民グループ	17.46
大量虐殺の問題	17.48
中央スーダン：Nuba Mountains	17.54

南スーダン：Dinka族、Nuer族及びShilluk族	17.59
レスビアン、ゲイ、量性愛者及び性転換者	18.01
女性	19.01
政治的権利及び法的権利	19.17
社会的及び経済的権利	19.20
結婚	19.20
強制結婚	19.23
家族計画	19.24
中絶	19.28
妊娠及び早期の妊娠	19.34
瘠	19.36
売春	19.41
女性に対する暴力	19.42
強姦	19.49
女性器切除（FGM）	19.59
FGMに対する政府の考え及び政策	19.68
女性：西スーダン（ダルフール）	19.74
女性：南スーダン	19.78
子供	20.01
強制的徴兵	20.18
西スーダン（ダルフール）	20.24
強制的徴兵：西スーダン（ダルフール）	20.25
南スーダン	20.28
強制的徴兵：南スーダン	20.30
教育	21.01
教育：南スーダン	21.10
人身売買	22.01
医療問題	23.01
全般的な状況	23.01
HIV/AIDS：レトロウイルス対策治療	23.34
精神医療	23.39
医療問題：南スーダン	23.41
HIV/AIDS：レトロウイルス対策治療（南スーダン）	23.51
人道問題	
スーダンの平和と紛争	24.01
東スーダン	24.01
紛争及び不安定情勢	24.08
和平プロセス	24.15
西スーダン（ダルフール）	24.18
紛争及び不安定情勢	24.28
和平プロセス	24.42
南スーダン	24.57

紛争及び不安定情勢	24.63
Lord ' s Resistance Army (LRA)	24.67
スーダン包括和平協定 (CPA) の履行.....	24.70
移動の自由	25.01
パスポート.....	25.06
出国ビザ	25.09
空港の安全管理.....	25.11
西スーダン (ダルフール) 及び東スーダン.....	25.13
スーダン国民の帰還問題	25.15
移動の自由 : 南スーダン	25.17
国内避難民 (IDPs)	26.01
Khartoum.....	26.08
西スーダン (ダルフール)	26.18
南スーダン.....	26.36
IDPsの帰還	26.48
外国の難民.....	26.56
非政府組織 (NGOS)	27.01
西スーダン (ダルフール)	27.05
市民権及び国籍	28.01
市民権及び国籍 : 南スーダン	28.08
雇用権	29.01
労働組合	29.04
賃金及び雇用条件	29.10
奴隷及び強制労働	29.13
西スーダン (ダルフール)	29.16
南スーダン.....	29.17
近隣諸国.....	30.01
中央アフリカ共和国	30.03
スーダン難民	30.03
チャド.....	30.04
スーダン難民	30.13
コンゴ民主共和国.....	30.17
スーダン難民	30.17
エジプト	30.21
スーダン難民	30.22
エリトリア及びエチオピア.....	30.26
スーダン難民	30.32
ケニア.....	30.38
スーダン難民	30.39
リビア.....	30.41
ウガンダ	30.44
Lord ' s Resistance Army (LRA)	30.47
スーダン難民	30.53

付属資料

- 付属資料A：主要な出来事一覧
- 付属資料B：政治組織一覧
- 付属資料C：主要人物（過去及び現在）
- 付属資料D：主要な部族グループ
- 付属資料E：スーダンの言語
- 付属資料F：スーダンの宗教
- 付属資料G：スーダンの州
- 付属資料H：略語一覧
- 付属資料I：原文資料一覧

序文

- i 本英国内務省出身国報告(The Country of Origin Information Report)は、亡命及び人権決定過程に関わる職員の使用のために Border and Immigration Agency (BIA) の COI Service がまとめたものである。COI Report は、英国内における亡命及び人権に関する最も一般的な問題についての全般的な情報を提供するものである。同報告書の本論部分には、2007年9月30日までの段階でわかっている情報が含まれている。最新ニュース欄には、2007年10月1日から2007年11月15日の間の出来事や報告に関する追加情報が書かれている。
- ii COI Report は、幅広い公認された外部の情報源から得られた資料を基に編集されており、BIAの見解や方針は一切含まれていない。報告書全体にわたって、亡命及び人権決定過程に関与している職員が入手できる独自の情報源に基づいている。
- iii COI Report は、確認済みの情報資料を簡明にまとめたものであり、亡命及び人権の適用に関する主要な争点に焦点を当てている。報告書は詳細あるいは包括的な調査を意図したものではない。さらに詳しい情報については、関連文書を直接参照されたい。
- iv COI Report の構成と形式は、BIA の意思決定者がそれをどう利用するかを反映しており、具体的なテーマに関するオンライン情報を必要とし、取り組んでいる主題に直接関わるページを利用する専門職員の使いやすように編集されている。主要な争点については、それを詳しく説明したページで取り上げているが、それ以外の別の項目欄でも簡単な説明が載せられている。従って、重複した説明は本報告書の構成上避けられないものである。
- v COI Report に含まれる情報は、その基となった文書から入手できたものに限られる。特定の話題についてのあらゆる側面を網羅しようと努力したが、必ずしもそれに関する情報が得られたわけではない。従って、本報告書の情報は、実際に記載されたもの以上のものを表すものではない。例えば、ある法律が可決されたという記述がある場合、そうと明記されていない限りそれが効果的に運用されているという意味ではない。
- vi 前記の通り、COI Report は信頼できる情報源を基にまとめられたものである。報告書の編集に当たって、他の文書に記載された情報との差異の

修正はなされていない。例えば、他の文書には、個人や場所、政党等の名称や綴りに関して別の記載がなされている。本報告書では、他の文書との綴りの一貫性を通すことは意図せず、基の情報源となった文書に使われている綴りに忠実に従ったのである。同様に、他の文書に書かれた数字もそれぞれ異なっていることがあるが、それは単に原文に従って引用されたものだからである。本報告書では「原文のまま」という言葉を使っている箇所があるが、それは引用した原文に間違った綴りや誤植があることを示しているのであり、内容に関してコメントしているわけではない。

- vii COI Report は、全体として過去 2 年間に発行された文書を基にしている。しかし、それよりも前に出された文書に基づく情報を含む箇所もある。というのも、そこには最近の文書では入手できない関連情報が記載されているからである。基とする文書は全て、本報告書が発行された時点で関連していると考えられる情報を含んだものである。
- viii COI Report 及びそれに伴う原文資料は公的文書である。本報告書は全て内務省の公式サイト上の RDS 欄で公開されており、本報告書の原文資料の大部分は、一般公開のサイトにおいて簡単に入手できるものである。本報告書の基となる原文資料が電子媒体として入手できるサイトには、関連したウェブリンクも含まれており、そのリンクへのアクセスの日付も含まれる。政府機関や購読者専用サイトで提供されているアクセスしにくい原文資料のコピーは、問い合わせに応じて COI Service にて入手できる。
- ix COI Report は、亡命者を受け入れている主要 20 カ国に関して定期的に発行されるものである。業務上の必要性に従って、亡命者の受け入れに消極的な国についての COI の主要文書も作成されている。BIA 職員は、具体的な問い合わせに対する情報提供サービスにも常に接している。
- x COI Report の作成に当たり、COI Service は入手可能な情報資料に関する正確でバランスのとれた要約を提供しようと考えている。本報告書に関するコメントや追加資料の提案については大いに歓迎するところであり、以下の BIA 事務局まで提出されたい。

Country of Origin Information Service
Border and Immigration Agency
Apollo House

36 Wellesley Road
Croydon CR9 3RR
United Kingdom

Email: cois@homeoffice.gsi.gov.uk

Website: http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country_reports.html

Advisory Panel on Country Information

- xi 民間のAdvisory Panel on Country Information(APCI)が、2002 年国籍、移住及び庇護法 (Nationality, Immigration and Asylum Act 2002) に基づいて設立され、内務大臣に対してBIAの出身国情報資料に関して提案を行っている。APCIは、BIAのCOI Report及び他の出身国情報資料に関する意見を求めている。同委員会の活動については、その公式サイト www.apci.org.ukで見ることができる。

- xii APCI は、いかなる BIA の資料や手続きを承認することもその役割とはしていない。活動の中で、委員会は精選された個々の COI Report の中身を直接見直す作業をするが、そういった見直しやコメントをするからといって、その資料を承認しているわけではない。同委員会が検証する資料の中には、Non-Suspensive Appeals リスト掲載用に指名された国や指名候補として挙げられた国に関するものもある。しかし、そのような場合でも、委員会の仕事は、特定の国を NSA リストに指名する決定や提案を承認することでもなければ、NSA の決定過程そのものを承認することでもない。

Advisory Panel on Country Information の詳細については、以下を参照されたい。

Email: apci@homeoffice.gsi.gov.uk

Website: www.apci.org.uk

最新ニュース

2007年1月10日から2007年11月15日までのスーダンでの出来事

11月13日 IRIN News の報道によると、スーダンの首都 Khartoum で10月下旬に発表された一方的な停戦はダルフルの治安を改善することはできず、武装グループが戦闘を続けている、と民間の人道支援団体の職員は語ったという。「現地の情勢は変わらず、非常に不安定である。急激な情勢の悪化は見られないものの、攻撃の報告が続いていて、車両の略奪が起こっている」と同職員は言う。

スーダン：停戦後もダルフルでの暴力鎮まらず
<http://www.irinnews.org/Report.aspx?ReportId=75277>

2007年11月15日付アクセス

11月1日 ReliefWeb のウェブサイト報道によると、ダルフル南部にある収容施設から36人が追放された。「10月29日の晩、ダルフル南部の国内避難民 (IDPs) を収容する Otash キャンプにいる36人を治安部隊が襲撃した。彼らは拷問や拘束による虐待の危険にさらされている。IDPs が外部との連絡を断たれ拘束されたり、警察や国内情報機関、ダルフル南部の州都 Nyala の治安部隊に暴行されるケースが考えられる。Kalma キャンプから出された難民グループは8月21日に警察により逮捕・拘束されている。その大部分が、Nyala Wasat 警察による逮捕後あるいは拘禁中に暴行を受けた。同警察署に Otash キャンプから追放された難民らが拘束されていると見られる。」

難民たちの不安、拷問の恐怖、収容所からの強制退去

<http://www.reliefweb.int/rw/rwb.nsf/db900sid/KARI-78JQYC?OpenDocument&rc=1&emid=ACOS-635PJQ>

2007年11月2日付アクセス

10月31日 人権団体 Human Rights Watch (HRW) は、スーダン政府が最近行ったダルフル南部での難民の強制退去は重大な国際法違反であり、民間人の収容施設を解体しようとする新たな暴挙の始まりだと警告を発した。「スーダン政府は強制退去をやめ、直ちに退去させられた人々の現在の居場所と健康状態を確認し、ダルフ

ール派遣団国連・アフリカ連合平和維持合同部隊及び民間の人道援助団体が収容施設にいる者、ダルフールの他の地域に居住している者に関係なく全ての難民にコンタクトを取ることを許可すべきである」と同団体は指摘する。「10月25日から30日の間に、スーダンの警察と部隊はダルフル南部の州都 Nyala 付近の少なくとも2箇所に侵入し、何百万人もの民間人、主に女性と子供に銃を向けて無理やりトラックに押し込んだ。少なくとも400世帯の人たちがその2箇所の地域から連れ去られ、彼らは全員前週の Kalma キャンプでの暴力から逃れてきたばかりであった。」と HRW の報告書に書かれている。

スーダン：ダルフルの難民強制退去を止める

http://www.hrw.org/english/docs/2007/10/31/darfur17213_txt.htm

2007年11月6日付アクセス

10月27日 英 BBC 放送は、スーダンが4年にわたる戦争の終結に向けたリビアでの会談での合意によりダルフル地方での一方的な停戦を宣言したと報じた。同ニュースはさらに、「しかし、主要な反政府グループのうちの2つの勢力は、国連安全保障理事会による制裁発動の脅威にもかかわらず、話し合いに応じた派閥を巡る対立の中で会談を拒否している」と報じている。

スーダン、会談でダルフル紛争の停戦を要求

<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/7064684.stm>

2007年11月15日付アクセス

10月18日 英 BBC 放送は、南スーダン政府の指導者 Salva Kiir 氏がスーダン政府の大統領と会談し、国を解体させる恐れのある危機を解決しようとする意向を示したと報じた。「Kiir 氏の元反政府勢力は、2005の南北和平協定の内容が無視されているとして、先週政府部内から自陣営の数人の大臣を退かせた。Omar al-Bashir 大統領は、内閣改造を巡る要求に一部応じている。同国の首都 Khartoum で取材している BBC の Amber Henshaw 記者によると、数ヶ月の間に Sudan People's Liberation Movement (SPLM) と与党 National Congress Party (NCP) との間の緊張状態が続いている。両陣営とも、2年前に21年間に及ぶ内戦に終止符を打つスーダン包括和平協定 (CPA) に調印した。同和平協定の

下では、SPLM が南部の地方政府を統括し、首都 Khartoum の中央政府に参画することになっている。しかし、戦争で敵同士として戦った両陣営とも和平に応じてパートナーになるのは難しい情勢だ。」同ニュースによると、両者の議論の内容に関するコメントはなされず、次の会談は 2007 年 10 月 22 日の月曜日に行われる予定である。

スーダンの敵対勢力、溝を埋めようと動き出す

<http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/africa/7050351.stm>

2007 年 10 月 22 日付アクセス

10 月 15 日 UNICEF は、現在地域の指導者となり、スーダン南部の Deng Nhial School で教師をしている元少年兵について報じた。「国連による武力紛争に苦しむ子供たちに関する歴史的な報告書の発表から 10 年が経過し、紛争を巡る状況は劇的に変わった。彼は 15 歳のとき兵士だった。18 歳で銃を教科書に持ち変え、学校に戻っていった。現在、24 歳となった Mayom Mabuong は地域の指導者となっており、元少年兵のニーズに応えるためだけにスーダン南部に創られた施設のひとつである Deng Nhial School で教師をしている。」

元少年兵、スーダン南部の地方で銃を教科書に持ち変え活躍

http://www.unicef.org/infobycountry/sudan_41210.html

2007 年 10 月 22 日付アクセス

10 月 12 日 Sudan Net が発表したある報告によると、EU はスーダン南部の主要な政党である SPLM が南北和平協定の履行を停止する決定を下したことを懸念しているという。「『我々は非常に心配している。この和平協定はスーダンの安定のために資する根本的な手段である』と EU 外交政策分野の Javier Solana 主任の Cristina Gallach スポークスマンは記者団に語った。EU 外相は月曜日（10 月 15 日）のルクセンブルグでの会談で、スーダン政府と南スーダン政府に対し、SPLM の元反政府勢力による北部部隊の撤退の遅れを巡る中央政府への参画停止と石油資源が豊富な Abiye 地方を巡る論争の運命とをつなぐ唯一の手段である CPA を履行するように“明確な要求”をするだろう、と同スポークスマンは語った。SPLM による決定はダルフル紛争が激化する中でなされたものであり、スーダン西部の同地方では、

反政府勢力が中央政府による抑圧と差別に対する不満から武装闘争を展開している。」

南スーダン政府の和平協定履行停止を懸念する EU

<http://www.sudan.net/>

2007年10月15日付アクセス

10月11日

Sudan Net の報道は以下のように報じている。「南スーダン自治政府の与党は、木曜日（10月11日）北部との統一政府への参加を停止した。これは、同国の20年にわたる内戦を終結させるための依然として脆弱な和平協定に対する最悪の事態である。南部の SPLM は、首都 Khartoum の中央政府は2005年の CPA の履行を遅らせていることに不満を表し、特に同国最大の石油生産地域を通る南北間の境界線を巡る微妙な問題に関する規定を不服としている。国際社会は数ヶ月間、南北間の和平協定が、西部ダルフール地方での流血の事態という現在のスーダンにおける最大の紛争を集結させようという努力によって忘れられそうになっていた危機を崩壊させる危険がある、という警告を発している。」

南部スーダン与党、北部との統一政府からの離脱で和平協定に大きな打撃

<http://www.sudan.net/>

2007年10月15日付アクセス

10月10日

IRIN News は、最近のダルフール南部の町 Muhajiriya への攻撃により45人が死亡し、何千人もの人々が故郷を追われ、その標的にされたのは主に女性や子供、老人だったと報じた。「『政府は2日前に部隊を町に攻め込ませた』と Sudan Liberation Army (SLA) の Mohammed Bashir スポークスマンが首都 Khartoum から伝えた。『軍は町を空爆し、町の半分を焼き尽くし、主に女性や子供、老人を殺した。』スーダン政府軍は10月8日の攻撃への関与を否定し、Muhajiriya での惨劇は“同地域の市民間の部族紛争”の結果であると主張している。」

“女性と子供を標的”にしたダルフールへの攻撃

<http://www.irinnews.org/Report.aspx?ReportId=74735>

2007年10月15日付アクセス

10月4日 英 *Daily Telegraph* 紙の報道によると、国連は同紙が国連職員がスーダン南部で子供を虐待したと報じたことについて調査を開始するという。「スーダン南部で活動する国連平和維持軍がまだ12歳の子供を強姦・虐待している、と誤った報道が行われている、と同紙は報じる。虐待は2年前、国連スーダン派遣団（UNMIS）が23年にわたる内戦終結後に地域の再建のために同国に入ったときに始まったと報じられている。国連は同地域に、あらゆる国籍の10,000人に及ぶ人員を派遣しており、報道されている中には、平和維持軍の兵士や憲兵隊、民間職員が含まれている。」

国連職員、スーダンの子供強姦の疑い

<http://www.telegraph.co.uk/news/main.jhtml?xml=/news/2007/01/03/wsudan03.xml>

2007年10月7日付アクセス

英 BBC 放送の報道によると、ダルフルの女性たちにとって強姦の恐怖が増しているという。「Hawa は白昼公然と強姦されたが、ダルフル北部ではこういうことは頻繁に起こっている。彼女は赤ん坊を胸に抱きかかえながら、ダルフルの流血の事態で難民となった20,000人以上の人々の安全場所であるKassab キャンプから追われた悲惨な経験を語った。『私は口バにやる草を取りに他の2人の女の子と一緒にキャンプを出たの。途中で銃を持った4人以上の男に出会ったわ。その1人が私の両腕をつかんで、もう1人が私の両足をおさえたのよ。2人は言うことを聞かないと殺すと言ったわ。強姦の危険に関する記事を読んでいたので、地方の州都El Fashir から北に130キロ(80マイル)のところであって、Kutum から出て数マイル離れた場所にあるキャンプまでやってきたのよ。』住人たちは、何人も集団で安全を確保しようと急ごしらえの小屋に集まっているの。でも、以前はアフリカ連合軍が燃料用の材木を集つめるときにはキャンプ周辺まで護衛してくれていたんだけど、今は“燃料巡回”を禁止されてしまったから、強姦される女性が増えているのよ。」

10月3日 International Organisation for Migration (IOM) は、2007年8月の会報で次のように報告している。「IOM の最新報告では、

2007 年の上半期に自らの意思でスーダン南部に戻った IDPs の保護と再統合の必要性に関する重要な視点を提示している。IOM とその協力団体がスーダンの南北にわたって戦略的に設置した 21 箇所のチェックポイントで得られたデータによると、68,870 人の IDPs がスーダン南部に移住した記録がある。また、同期間に IOM は、Lakes、北部の Bahr el Ghazal、西部の Bahr El Ghazal State 及び Warrap State、南部の Kordofan にある故郷の村に実際にたどり着くことができた 99,291 人の IDPs についても追跡調査を行った。追跡地点で得られたデータによると、自発的に故郷に戻っていった難民の 38.5 パーセントが北部の Bahr el Ghazal へ、22.7 パーセントが南部の Kordofan へと戻っていったことが明らかとなった。」

2007 年 8 月版 IOM 会報スーダン報告書

http://www.iom.int/jahia/webdav/site/myjahiasite/shared/shared/mainsite/published_docs/brochures_and_info_sheets/sudan_newsletter_0807_en.pdf

2007 年 10 月 4 日付アクセス

HRW は、強姦、虐殺、迫害を含む 51 件もの人道及び戦争犯罪に関する罪の容疑で International Criminal Court (ICC) から国際手配されているアラブ系民兵組織 *Janjaweed* の指導者である Ali Kosheib 氏の釈放について報じた。「ICC の令状が出された時点で、Kosheib 氏は既に全く無関係の容疑でスーダンの刑務所に服役していた。『1 人の容疑者を釈放する 2 週間前にもう 1 人の容疑者を政府の最高ポストに就けるというのは、同裁判所への協力を要求する国連安全保障理事会の決議をスーダン中央政府が露骨に無視する姿勢を表している』と HRW の International Justice Program) の理事長である Richard Dicker 氏は語った。今こそ、国連安保理の各国代表がスーダン政府の代表に対してこの問題を取り上げることが緊急の課題である。」

容疑者の引渡し義務を無視するスーダン中央政府

<http://hrw.org/english/docs/2007/10/03/darfur17016.htm>

2007 年 10 月 4 日付アクセス

10月2日

ReliefWeb は 2007 年 10 月 2 日、Office of the United Nations High Commissioner for Refugees (UNHCR) が同年スーダン南部の難民帰還と再統合のために使われる予算として、1110 万ドルという巨額の不足に見舞われていることを報じた。「UNHCR によると、財政状況があまりにも逼迫しており、近隣諸国からスーダンへの難民輸送は雨季の終了直後に再びペースを上げることになっているが、作業を進めることができない可能性があり、スーダン南部及び隣接する Blue Nile State における活動の目的が破綻してしまうことになるという。」

国連のスーダン平和維持活動に関するニュース： 財政危機によりスーダン南部での活動に窮する UNHCR

<http://www.reliefweb.int/rw/rwb.nsf/db900sid/YSAR-77LNS3?OpenDocument>

2007 年 10 月 4 日付アクセス

2007年10月1日以降に発行またはウェブサイトへのアクセスで入手できた報告書一覧

2007年10月発行ダルフール派遣団国連・アフリカ連合平和維持合同部隊の配置に関する国連安全保障理事会事務総長報告書

<http://daccessdds.un.org/doc/UNDOC/GEN/N07/525/99/PDF/N0752599.pdf?OpenElement>

2007年10月30日付アクセス

2007年10月3日発行Aegis Trust報告書：失われた人命 英国からの追放とKhartoumでの拷問生存者

http://www.aegistrust.org/index.php?option=com_content&task=view&id=679&Itemid=88

2007年10月4日付アクセス

2007年8月国連安全保障理事会スーダン・ダルフール紛争報告書

http://www.securitycouncilreport.org/site/c.gIKWLeMTIsG/b.3041197/k.1777/August_2007BRDarfurSudan.htm

2007年10月1日付アクセス

2007年8月発行スーダン人道状況概観第3巻第6号

<http://www.reliefweb.int/rw/rwb.nsf/db900sid/LSGZ-775BBV?OpenDocument&query=sudan%20humanitarian%20overview%20vol%203,%20issue%206>

2007年10月2日付アクセス

2007年国連及び協力団体のスーダンにおける行動計画

http://www.unsudaniq.org/workplan/2007/docs/WP07_Document_Annex.pdf

2007年10月3日付アクセス

Amnesty International USA 発行 2007年スーダンに関する年次報告書

<http://www.amnestyusa.org/annualreport.php?id=ar&yr=2007&c=SDN>

2007年10月4日付アクセス

2007年8月発行スーダンの子供と武力紛争に関する国連安全保障理事会事務総長報告書

<http://www.crin.org/docs/sudan.pdf>

2007年10月5日付アクセス

2007 年 UNICEF 人道支援活動報告書

http://www.unicef.org/har07/index_37569.htm

2007 年 10 月 5 日付アクセス

2007 年 9 月更新 USAID サイト情報

http://www.usaid.gov/locations/sub-saharan_africa/countries/sudan/docs/update_sep07.pdf

2007 年 10 月 5 日付アクセス

2007 年 5 月発表児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する任意規約についてのスーダン初期報告書に関する国家政党調査

http://www.crin.org/docs/Sudan_OPSC_Session_Report.doc

2007 年 10 月 9 日付アクセス

2007 年 2 月 1 日発行国境なき記者団 (Reporteurs Sans Frontières) スーダン年次報告書

http://www.rsf.org/article.php3?id_article=20741

Date accessed 15 November 2007

2007 年 11 月 15 日付アクセス

背景情報

地理

- 1.01 スーダン共和国の全面積は 2,505,813 平方キロメートル (967,500 平方マイル) である。 (Europa 2006) **[1b]** (地域と人口) (1 ページ) スーダンは、北はエジプト、東は紅海、エリトリア、エチオピア、南はケニア、ウガンダ、コンゴ民主共和国、西は中央アフリカ共和国、チャド、リビアと国境を接している。 (2007 年 4 月国連地図) **[6a]** スーダンの地形は、南部は主に広い平野または鉄鉱石の土壌で、中央部の地域は粘土で、北部及び西部は砂地で構成されている。山間地域は極めて少ないが、主なものとして、南部の Imatong 、西部の Jebel Marra 、東部の Red Sea Hills が挙げられる。 (在英スーダン大使館) **[5a]**
- 1.02 London の在英スーダン大使館の説明によると、同国の気候は熱帯であり、国の大部分が貿易風の影響を受けているということである。従って、全体的に温暖で、夏には降雨量が多く、冬は乾燥して暖かい。北部ではほとんど雨が降ることがなく平均降雨量が 25 ミリであるのに対して、南部では降雨量が 150 ミリにまで達することがある。東部の Red Sea Hills では、10 月から 11 月にかけてモンスーンの影響による雨が降り、北部では 4 月から 10 月まで Haboubs と呼ばれる激しい砂嵐が吹き荒れる。**[5a]**
- 1.03 2007 年 11 月 1 日更新の CIA World Factbook によると、スーダンの人口は 39,379,358 人 (2007 年 7 月時点) となっている。**[2a]** (p3) Europa 2006 の記録では、2003 年の中間時での国連推計に基づいて、首都 Khartoum の人口を 1,802,299 人としている。**[1b]** (地域と人口) (2 ページ) しかし、2007 年 3 月 22 日更新の英国外務連邦省のスーダンに関する要覧 (Foreign and Commonwealth Office Country Profile on Sudan) の推計では、Khartoum 市の人口が 250 万人、Khartoum 州の人口が 700 万人とされている。**[4a]** (p1) また、Europa 2006 には主要都市として Omdurman、Khartoum (首都)、Khartoum (北部)、Port Sudan、Kassala、El-Obeid、Nyala、El-Gezira、Gedaref、Kosti、El-Fasher、Juba が挙げられている。**[1b]** (地域と人口) (2 ページ)
- 1.04 2006 年版 United States State Department (USSD) 報告書には次のように記載されている。

「スーダンの人口は、たくさんの言語と方言を話す 500 を超えるアラブ系及びアフリカ系の部族から成る他民族構成となっている。人口約 1600 万の北部のイスラム系住民が伝統的に政府を支配しており、南部の少数民族グループ（伝統的な土着の宗教を信仰しているか、あるいはキリスト教徒）は内戦を戦ってきており、人口は約 820 万人である。ダルフル紛争は、自らをアラブ系または非アラブ系と考えている住民の間で起こったものである。」 [3a]（第 5 節）

付属資料D：[Main ethnic groups](#)及び付属資料G：[States of Sudan](#)参照

- 1.05 Europa World Online には次のように述べられている。「他の言語も話されており、英語を理解できる人が広い範囲にわたっているが、アラブ語が公用語である。 [1b]

付属資料E：[Languages of Sudan](#)参照

スーダン及び近隣諸国の地図

1.06 2007年4月時点でのUNHCR公式サイト掲載のスーダン政治地図



Map No. 3707 Rev. 10 UNITED NATIONS
April 2007

Department of Peacekeeping Operations
Cartographic Section

上記以外のスーダンの地図に関しては、以下のReliefWebのサイト参照。
<http://www.reliefweb.int/rw/rwb.nsf/doc404?OpenForm&rc=1&emid=ACOS-635PJQ>

経済

- 2.01 2007年4月17日更新のCIA World Factbookには、次のように明記されている。

「スーダンは、堅実な経済政策とインフラ投資によって厳しい経済状態を建て直したが、依然として国民1人当たりの生産高の低さに基づく難しい経済問題に直面している。1997年から現在まで、同国はIMF主導のマクロ経済改革を推し進めている。1999年に原油の輸出を始め、同年の最後の四半期に初めて貿易黒字を計上し、通貨政策と共に為替レートの安定につながった。石油生産の増加と石油価格の上昇により軽工業が息を吹き返し、輸出処理地域の拡大で2006年のGDP成長率が約10パーセント維持された。農業生産は今もスーダンの最も重要な分野であり、労働力の80パーセントを占めGDPの35パーセントを生み出している、しかし、大部分の農家が雨に頼っており、旱魃の影響に悩まされている。長年にわたる南北間の内戦とダルフル紛争、悪天候の影響、世界レベルでの低い農業価格によって慢性的な不安定状態が続いており、人口の多くがこれから何年間も貧困レベルまたはそれ以下のレベルに苦しむ状態が続くだろう。2006年後半、政府が新しい通貨スーダン・ポンドを2007年1月から導入する意向を明らかにし、それによって為替レートは1ドル2スーダン・ポンドとなる。」 [2a] (7ページ)

- 2.02 2005年版 Europa 世界各地域調査：サハラ以南のアフリカ (Europa Regional Surveys of the World: Africa South of the Sahara 2005) には、次のように記載されている。「スーダンは主に農業と牧畜の国であり、経済活動に従事する人口の約59パーセントが農業分野に属し、その大部分が自給生産を営んでいる。」 [1a] (1101ページ) 農業は依然として、2002年の同国のGDP39.2パーセントのうち最大の構成要素である。2003年の国内石油消費量は1日に約70,000バレルであり、輸出用としておよそ200,000バレルを確保している。」 [1a] (1101, 1104ページ)

- 2.03 2007年4月30日付アクセスのEuropa Worldによると、同国の通貨はスーダン・ディナールとされている。「1999年3月1日、スーダン・ポンドに代わってスーダン・ディナールが導入され、1スーダン・ディナールが10スーダン・ポンドという交換レートだった。1999年7月31日にスーダン・ポンドは同国の公式通貨から撤廃された。」 [1b] しかし、2007年1月8日付の *Sudan Tribune* 紙の記事によれば、2007年1月10日から現在のディナールに代わって新たにポンドが導入された

ということである。新通貨の導入は、南北和平協定の下で合意に至った。同報道によると、1992年に導入されたディナールは南部のアフリカ系少数民族にとって首都のイスラム系中央政府によるアラブ化政策を象徴するものと見られている。今後はポンドの導入により、ディナールは徐々に公式通貨から撤廃されるだろう。[12m]

2.04 *Sudan Tribune* 紙はさらに、ディナールは2007年6月30日までには完全に廃止され、新しいスーダン・ポンドは南北両地域で使われることになるだろうと報じている。交換比率は、1スーダン・ポンドが100スーダン・ディナールとなる。[12m]

2.05 2007年3月22日更新のFCOのスーダンに関する要覧によると、同国の経済状態は近年改善されており、石油の輸出と農業による新たな歳入の流れができ、天候にも助けられているということである。しかし、同報告はさらに、持続的な平和が維持されることが良好な経済が継続される前提条件であるとも述べている。[4a]（経済）

2.06 FCOの報告書にはさらに次のように明記されている。

「1990年代、スーダンは1956年の独立以来最大の経済成長を遂げた。同国はIMFの指導の下マクロ経済改革を履行し、インフレを安定化させるのに成功した。1999年以来、石油が同国の経済成長と歳入促進の主要な源泉となっている。2005年の夏、1日の石油生産量が約340,000バレルとなり、同年の終わりまでには500,000バレルまで上昇すると見込まれている。CPAの富の共有に関する規約の下では、石油備蓄による歳入は、中央政府、北部諸州、南スーダン政府の間で平等に分配されることとされている。農業生産が依然として重要な分野であり、過去数十年にわたって年8.5パーセントの割合で拡大している。」[4a]（経済）

Merowe Dan 建設プロジェクト

2.07 2007年2月7日付のInternational Rivers Network (IRN)の報告書によると、中国企業や金融機関、中国政府がアフリカの大規模ダム建設プロジェクトに関心を深めているということである。

「現在進行中のプロジェクトは、ダム建設の影響を受ける地域の住民の人権侵害や重要な文化遺産に対する軽視によって難航している。少なくとも50,000人が、無理やりNile Valleyから峻険な砂漠地帯に追いやら

れて難民となっている。プロジェクトを進めている 1,700 人の中国人労働者の中には、地元の水供給をダム建設用に当てたことで地域住民からの反感を買った者もいると報じられている。」 [30a]

2.08 2007 年 1 月 29 日付の IRIN News 報道によると、Leadership Office of the Hamadab Affected People (LOHAP)、IRN 及び The Corner House は成長する中国が貿易相手国及び投資国家としてアフリカにもたらす経済的・社会的発展のプラスの可能性を歓迎する意向を示している。しかし、発展には経済成長以上のものが必要である。中国とアフリカの間で拡大する貿易や金融面での関係においては、地域社会の利害や環境を保護しなければならない。 [10ex] 同報告書はまた、Merowe Dam 建設プロジェクトは現在アフリカで進行中のものの中で最大の水力発電プロジェクトであるとしている。このプロジェクトにより、スーダンの電力発電能力が 2 倍になると見込まれている。 [10ex]

2.09 IRIN News は、このプロジェクトは大きな未解決の社会的及び環境的な問題を抱えていると指摘している。

「現在のままでは、同プロジェクトはスーダンの法律を侵害するものであり、一連の国際的に定められた社会的・環境的水準にも違反したものである。この国際的な規約では、同プロジェクトの社会的・環境的問題の概要をまとめており、そういった問題の解決に向けた提案を提示している。Merowe Dam は長さ 200 キロメートルに及ぶ貯水池を提供することになる。その建設には、何世代にもわたって Nile Valley の肥沃な土地で農業を営んできたおよそ 50,000 人の住民が土地を追われることになるのである。ダム建設の影響を受ける人々の中には、Hamadab 族、Amri 族及び Manasir 族という 3 つの民族が含まれている。公式の計画では、彼らは Nubian Desert にある新しい場所に再定住することになっている。 [10ex]

2.10 IRIN News はさらに次のように報じている。

「今のところ、Hamadab 族地域出身の約 10,000 人が Nile Valley から Nubian Desert にある El Multaga へ移住している。2005 年 2 月に現地を訪問した The Corner House と IRN の報告によると、再定住計画は今のところ完全に失敗しているということである。El Multaga の新しい土地の多くが砂で覆い尽くされている。灌漑用の水や砂漠の土の質も非常に貧弱で、農家は自分たちの食料はもちろん、市場にまわす分も生産す

ることができない状況である。しかも、彼らには収入がないにもかかわらず、移住期間は無料で受けられると約束されたサービスの多くに対する支払いをしなければならないのだ。El Multaga の貧困率は急速に上がっており、多くの人々がその場所から去っていつている。」 [10ex]

2.11 2007年4月25日付 *Sudan Tribune* 紙の報道によると、Merowe Dam 建設プロジェクトの影響下にある人々の組織が、その中のメンバー6人が何の容疑もないまま逮捕されたことに対して、スーダン治安当局を Constitutional Court に訴えたという。同報道では、Manasir Merowe Dam 地域出身の人々が組織する Manasir Association Executive Committee (MAEC) が、治安当局を相手に Constitutional Court に不服申し立てを提出したとしている。 [12v]

2.12 同報道はさらに次のように伝えている。

「逮捕された人々は、何の容疑もないまま首都 Khartoum にある Kober 収容所に拘束されており、拷問や虐待の危険にさらされている。、私服の国家治安部隊職員は2007年3月29日、男たちが Khartoum の自宅にいるところを逮捕した。警察または治安部隊に逮捕された人々が拷問や虐待を受けるケースは、特に拘束された人々が外部との連絡を断たれている場合に頻りに報告されている。緊急事態法では、スーダン治安部隊が何らかの容疑がなくても裁判を経ずして無期限に人々を拘束できるものとされている。1999年の国家治安部隊法(1999 National Security Forces Act)第31条は、治安部隊が司法による判断を経なくても最大9ヶ月まで人々を拘束することができると規定しており、今現在も施行されている。」 [12v]

2.13 2007年5月5日付 *Sudan Tribune* 紙は、わずかながら措置が取られたが、過去4年間世界中がダルフールに注目している間に、スーダン政府はもうひとつのダルフールを生み出していると報じている。 [12w] これには、2003年に着工され、川沿いに住む70,000人以上の農家の人々を難民に追いやると考えられている Merowe Dam 建設プロジェクトが関係している。過去2年間で、民間人が拘束や銃撃、殺人に遭う事件が頻発している。この地での争いは基本的に土地と水を巡って起きている。この土地に侵入してくる者の正体は既に知られており、大統領からの全面的・直接的な支援を受け、その指示の下に行動している。 [12w]

- 2.14 2007年8月15日付の Sudan Net の報道によると、Merowe Dam は2008年には電力供給を始める予定で、それにより最終的には広大なスーダンの電力供給量をそれまでの 150 パーセントにまで高めることになるという。「わが国の抱える諸問題を解決しようと強く望む中で、我々が直面している最大の問題のひとつが電力であることに気づいた」と、現地を訪れた同国の Omar Hassan al-Bashir 大統領は語った。【57f】

歴史

- 3.01 2007年版 FCO 報告書には次のように記載されている。

「スーダンは、1899年に打ち立てられた独自の憲法上の地位である英国エジプト共同統治（Anglo-Egyptian Condominium）の下で20世紀を迎えた。第一次世界大戦後、エジプトのナショナリズムに刺激され、スーダン人のナショナリズムが高揚した。しかし、スーダンが独立を勝ち獲ったのはそれからずっと後、1952年7月のエジプト革命（1952 July Revolution in Egypt）に続く時期であった。1953年の英国エジプト協定（1953 Anglo-Egyptian Agreement）によって、自治体制が始まる前に3年間の移行期間を設けることになった。」【4a】（歴史）

- 3.02 同報告書はさらに次のように述べている。

「一方、スーダン南部では政府軍と反政府勢力との間で紛争が激化していた。1972年、Nimeiri氏は南部の反政府勢力（SPLA）との間で和平協定に調印した。1970年代、政府の約束は次第に破綻し始め、Nimeiri氏が国の全土にイスラム法（Shari'a）の適用を宣言した1983年には、既に南部の反政府勢力が再び武装闘争を開始し、後の Sudan People's Liberation Army/Movement (SPLA/M)を組織するに至っていた。Nimeiriは北部ではほとんど支持されていなかったが、彼の支配に対する反乱には流血の粛清が下された。1985年4月には、人々の怒りが広がり、ついには軍による占領に至った。翌年には、選挙が開かれた。議会による統治体制は4年も続くことはなく、その間に5つの政府が誕生し、すべて Sadiq al-Mahdi 首相の支配の下に置かれた。南部勢力との会談と貧困に喘ぐ経済状態が続く中で、人々の不満が強まっていった。」【4a】（歴史）

- 3.03 2007年4月30日付アクセスの Europa World 報告によると、スーダンは1956年1月1日に独立を果たし、その後1958年11月の軍によるク

ーデータの結果、Supreme Council of the Armed Forces が創設された。この評議会の支配体制は 1964 年 10 月に民衆の反乱で崩れた。1969 年 5 月、Col Gaafar Muhammad Nimeri 氏率いる軍人の一団が権力を掌握し、同年 Nimeri 氏はスーダン民主共和国の成立を宣言、それまでの政治制度を全て廃止した。最高権力が Revolutionary Command Council (RCC) に与えられ、1971 年 10 月に Nimeri 氏が国民投票によって大統領に就任した。新しい政府が誕生し、RCC が解体され、Sudanese Socialist Union が唯一の政党として承認された。 [1a] (Europa world)

- 3.04 2007 年 2 月に最後に更新された IRIN の人道国家に関する要覧の報告によると、アフリカ最大の面積を持ち、世界でも 10 番目に大きい面積を持つスーダンはこれまでにいくつもの内戦を経験しているとされる。最初は南北間の内戦であり、1972 年のアジス・アベバ合意 (1972 Addis Ababa Agreement) 調印により 17 年に及ぶ内戦に終止符が打たれ、南スーダンにかなりの自治権が与えられた。10 年間平和状態が続いたが、Gaafar Nimeiry 大統領がスーダン南部の諸州を連邦政府及びイスラム法施行の下に置くという決定を下したことにより、1983 年に 2 回目の内戦が起こった。John Garang 中佐率いる主要な野党 SPLA が事態をさらに悪化させ、内戦は 21 年間に及び、少なくとも 200 万人もの人命が失われた。 [10eh] (IRIN の人道国家に関する要覧)

Al-Bashir の支配体制

- 3.05 2007 年版 FCO 報告書には次のように記載されている。

「1989 年 6 月 30 日、軍は民主的に選挙で選ばれた Sadiq al-Mahdi 氏の政府を転覆させ、Omar al-Bashir 将軍が議長を務める Revolutionary Command Council を創設した。Bashir 氏は同評議会議長として法令によって支配し、自身が率いる National Islamic Front (1998 年に国民会議党 National Congress Party と改名) 以外の全ての政党を禁止した。1996 年、Bashir 氏は大統領に選出され、National Assembly が選挙によってつくられたが、その選挙は不正なものであったため、野党にボイコットされた。2000 年には、Bashir 氏は再選 (全得票数の 86 パーセント) されたが、このときも不正が行われたとして主要な野党のボイコットに遭った。」 [4a] (歴史)

1989年6月以前の歴史に関する追加情報については、Europa Regional Surveys of the World: Africa South of the Sahara 2005 と付属資料 I 参照。
[1a]

スーダンの平和と紛争

2005年1月9日スーダン包括和平協定 (Comprehensive Peace Agreement) の調印

3.06 2005年1月9日付の Department for International Development の報告によると、スーダン政府と SPLM との間で包括和平協定 (CPA) が調印され、アフリカで最も長引く紛争に終止符が打たれた。[8a] (2007年3月30日更新 DfID 国家情報要覧) また、2007年3月22日更新の FCO のスーダンに関する要覧には、次のように明記されている。「各政党は既に、National Congress、SPLM 及び他の南北両者の政治勢力によって構成される Government of National Unity (GoNU) を樹立している。GoNU の支配体制は、Field Marshall Bashir 大統領、Garang 第一副大統領 (2005年7月30日死去により、Salva Kiir Mayardit 氏が継承)、Taha 副大統領によって占められており、7月9日に宣誓式が行われた。初めての国民議会は9月1日に開かれ、2005年9月20日に GoNU の成立が発表された。[4a] (最近の動向)

3.07 2007年版 FCO 国家要覧にはさらに次のように記述されている。

「新政府はこれから、CPA を完全に履行するために動き出す。同協定によると、4年以内に民主的な選挙が開かれることになっている。南スーダン政府は、スーダン南部の人々の利益を守り、GoNU との連携を図っていくことになっており、2005年10月22日に発足した。6年半後に、南部の人たちはスーダンの他の政府との連携を続けるかどうかを問う選挙で意思を示すことができる。この和平協定はたいへんな偉業であり、200万人以上の死者と約400万人の難民を生んだ20年以上にわたる内戦に終止符を打つものである。」 [4a] (最近の動向)

3.08 同報告書はさらに次のように述べている。「CPA が調印されたとはいえ、スーダン南部の情勢はいまだに不安定である。同協定の安全保障規定は前進しているけれども、Lord's Resistance Army 等の他の武装勢力の存在は平和維持に対する脅威であることに変わりはない。」 [4a] (最近の動向) しかし、FCO [4a]、USSD [3a]、IRIN [10a]、World Health

Organisation (WHO) [44a]及び HRW [19a] の意見は一致しており、異口同音に CPA 及び Darfur Peace Agreement (DPA) は今までのところ効果的に機能していないと口にする。

3.09 2006 年版 USSD 報告書は CPA について次のように分析している。

「2005 年 1 月に CPA が調印されたが、散発的な戦闘が南部で続いている。民兵組織が Sudanese Armed Forces (SAF) や SPLA 、独立して活動する民兵組織と連携して激しい武力闘争を展開している。CPA の履行、特に連携して活動している民兵組織の再統合及び武装解除を規定した治安に関する規約の遅れが、このような闘争の多くの温床となっている。SPLA はいくつかの民兵組織を South Sudan Defence Forces (SSDF) の Paulino Matiep 派閥等のグループへと統合することに成功しているが、民兵組織を 1 月 9 日までに SPLA か SAF に加わらせることを定めた CPA の規定に従って 40 以上の民兵組織を再統合することは難しく、他の民兵組織はどちらかの部隊に入ることを拒否している。12 月に Malakal において、SPLA と SAF が CPA の規定を破り直接の武力闘争を展開したが、そのとき SPLA 側が政府と連携した民兵組織のメンバーが避難しようとしていた SAF の基地のひとつを銃撃したのだった。この戦闘により何百万人も民間人が負傷し、両陣営合わせて推定 150 人にのぼる民間人及び兵士が死亡した。[3a] (1 ページ)

3.10 2007 年 2 月更新の IRIN の人道国家に関する要覧は、2005 年スーダン政府と SPLA 間での CPA 調印により、同国に永続的な平和の希望が生まれたとしている。同協定の下で、南スーダンに 6 年間の自治権が与えられ、その後独立を問う国民投票が行われることになっている。しかし、さらに別の闘争、つまりダルフール紛争が 2003 年初めに勃発し、政府軍及びアラブ系民兵 *Janjaweed* と SPLA 及びダルフール西部での Justice and Equality Movement(JEM)とが対立する状況となっている。**[10eh] (IRIN の人道国家に関する要覧)**

3.11 *The Gurtong* のサイトに 2007 年 4 月 24 日付で掲載された報告によると、エリトリア大統領は CPA の履行に向けてさらなる努力をする自国の必要性を認めたという。「2007 年 4 月 23 日に Juba を訪れた際の声明の中で、Isaiah Afeworki 大統領は、エリトリアが Intergovernmental Authority on Development (IGAD) のメンバー国のひとつとして、膠着状態にあるスーダンの南北間和平協定の効果的な履行を支えるためにさらなる努力をする意向を明らかにした。**[18 ページ]** 同大統領は和平

協定履行の一部について懸念しているが、彼は和平全体については悲観してはいない。多くの障害が存在するけれども、南スーダン政府は託された役割をきちんと果たすべきである。同政府は NCP を批判するのではなく、自らの責任を全うし、南スーダンの人々が最終的に目標を達成できるように必要なことは全て行うべきである。」 [18 ページ]

ダルフール紛争

3.12 ダルフール紛争は、あらゆる人道団体の情報源によって報道されており、スーダン政府と SLM の Minni Minawi 派による 2006 年 5 月 5 日の Darfur Peace Agreement (DPA) 調印にもかかわらず、人権侵害の危機的状況が続いていく中で極めて深刻なものと言える。200 万人近くの人々（人口の 3 分の 1）が難民となり、350 万人が人道援助を必要としている中で、現地情勢は全世界の注目するところとなっている。武力闘争の激化が続いており、支援組織の職員を狙った攻撃も起こっている。さらに、西部地域では人道支援及び治安状況も悪化している。 [38a] (2007 年 3 月 30 日 FIDH)、 [8a] (2007 年 9 月 18 日 DfID)、 [40d] (2007 年 UNICEF)、 [4a] (最近の動向 FCO)、 [10eh] (2007 年 2 月 IRIN の人道国家に関する要覧)、 [15an] (2007 年 3 月 30 日 SOAT)、 [14I] (2007 年 4 月 30 日 ICG)、 [7a] (2005 年–2007 年 UNMIS)、 [10b] (2007 年 5 月 17 日付 IRIN News)、 [16ay] (2007 年 4 月 25 日 AI)、 [16az] (2003 年–2004 年 AI)、 [4g] (2007 年 4 月 29 日 FCO)

3.13 2007 年 5 月 15 日付アクセスの UNICEF の報告は、現在の状況を次のようにまとめている。

「国連はダルフール紛争を世界で最も悲惨な人道危機のひとつと位置づけており、闘争は 400 万人の人々に被害をもたらしている。反乱軍、治安部隊、アラブ系民兵組織 *Janjaweed* の間で展開される戦闘は、ほとんど野放しの状態である。いくつもの村全体が消えてなくなり、400,000 人の人々が殺されている。被害の統計は暗澹たるものである。ダルフール全土で、毎日 5 歳以下の子供たちが 70 人以上も瀕死の状態に置かれている。多くの病気が横行しており、キャンプ内で暮らす 100 万人にのぼる子供たちは基本的な食糧や水を必要としている。」 [40d]

3.14 2006 年版 USSD 報告書には次のように記載されている。

「スーダン政府と SLM の Minni Minawi 派による 5 月 5 日の DPA 調印にもかかわらず、ダルフルでの民族闘争は依然として続いていた。政府軍、政府と連携した民兵組織 (*janjaweed*)、ダルフルの反乱勢力が深刻な虐待行為を展開し続けた。CPA の履行を巡って南部で緊張状態と戦闘が絶え間なく続き、10 月 14 日には Eastern Front (EF) と政府との間で和平協定が交わされた。スーダンでは西部のチャドとの国境地帯でも闘争が起きたが、これは一部ではダルフル紛争が他の地域に波及した結果であり、また一部ではチャドの Idriss Deby 大統領に反対し、ダルフルに根拠地を構えるチャド人反乱勢力の仕業であると考えられる。ウガンダの反乱運動を展開する反政府武装勢力 Lord's Resistance Army (LRA) は、報道によると 2006 年後半からスーダン南部に侵入し、民間人を攻撃・殺害したとされている。」 [3a] (1 ページ)

3.15 2007 年 5 月 17 日付の *Sudan Tribune* 紙は次のように報じている。

「国連ダルフル特使の Yan Eliasson 氏は、世界の国々はスーダン政府とダルフルの反乱勢力の間における政治協定を権力の共有、富の分配、治安に集中させることを重点的に考えるべきであると語った。救援団体 Welthungerhilfe の Hans-Joachim Preuss 事務総長は、約 1 年前に調印された協定は反乱勢力側のたったひとりの署名者によって事実上承認されただけのものであり、従って破綻するのが決定付けられていると明言した。同氏は、今こそこの紛争の複雑さを認めるときであり、単なるアラブ系住民とアフリカ系住民との間の闘争と表現するだけではこの問題の本質を正当に認識したことにはならない、と述べている。私もその通りだと思う。」 [12x]

3.16 *Sudan Tribune* 紙はさらに次のように述べている。

「この危機の大きな原因は、各州に対する構造的な軽視が元にある。水不足と土地の不足が砂漠地帯の紛争をさらに悪化させてしまった。その結果、アラブ系の遊牧民がアフリカ系農民と同じくらい苦しむことになったのだ、と Preuss 事務総長は語った。従って、各戦線はしばしば指摘される以上に曖昧なのである。」 [12x]

3.17 2007 年 7 月 30 日付の *Sudan Net* の報道によると、スーダン政府との会談を控えた中での国連・アフリカ連合同派遣団による反乱勢力の統一に向けた会議を前にして、ダルフルの反乱軍による JEM は再び分裂の事態に見舞われた。JEM の武装派スポークスマンである Nourein

Adam Abdel Gaffa 氏は、彼らの組織は Khalil Ibrahim 氏を指導者の地位から落とし、JEM 軍のメンバーが 2007 年 8 月 3 日からタンザニアで開かれる反乱勢力の会議に代表として出席することを望んでいる、と述べた。同スポークスマンは、Khalil Ibrahim 氏を運動の指導者から解任する意向を表明した。さらに、Abdel Gaffa 氏は、Ibrahim 氏が JEM の支配に関する法律を破ったと明言したが、詳細については明らかにしなかった。しかし、Abdel Gaffa 氏は JEM の参謀議長 Abdallah Abanda Abakr 氏と協力関係にあり、Abakr 氏は今月初めに Ibrahim 氏によってその地位から落とされたばかりであるが、その動きに対しては本人も他の司令官たちも反対していたのである。 [57c]

- 3.18 しかし、JEM スポークスマンの Ahmed Adam 氏は、Ibrahim 氏はまだ実際には解任されておらず、8 月の Arusha 会談に代表として出席する予定であると述べた。私の言ったことはまだ実際に起こったことではなく、Khalil 氏は JEM の議長であると語り、JEM は Abakr 氏の役割を巡る混乱を含めて未解決の問題を処理する意向を付け加えた。JEM の武装派によって伝えられた組織内の分裂は、国連ダルフール特使の Yan Eliasson 氏とアフリカ連合の Salim Ahmed Salim 氏の間で計画されている和平会談を前にして 2007 年 8 月 3 日から 5 日にかけて開かれる Arusha 会議にとって重大な打撃となる。 [57c] 記事はまた、これは反乱勢力の派閥間闘争を終結させるためのダルフール和平会談の再開にとって最大の障害のひとつとなる、と付け加えている。さらに、昨年 3 つの反乱勢力の交渉グループのうちの一つだけによって調印された和平協定以来、協定に署名していないグループがさらに何十ものグループへと分裂しているのである。JEM は SLA と並んで、和平協定調印に至った 2006 年のナイジェリア会談に関与しているが、反乱勢力としては SLA よりも小さいと見なされることが多い。また JEM は地上軍をほとんど持っていないが、会談の代表となれなかった場合、和平協定にダメージを与える可能性もある。 [57c]

東部紛争

- 3.19 2007 年 5 月 4 日付アクセスの Canadian International Development Agency のサイトは次のように報じている。

「CPA の調印によって、スーダン南北間の敵対関係に終止符が打たれたが、ダルフール（スーダン西部）及び他の周辺地域（特に東部）での紛争はいまだに続いており、信じられないような不安定な情勢と人道危機

を引き起こしている。2006年5月6日のDPA調印にもかかわらず、治安状態は悪化し続けており、反乱勢力、アラブ系民兵組織(Janjaweed)、スーダン政府軍が特にダルフル北部を中心にして戦闘を続けている。」 [11a]

3.20 紛争当事者たちがリビアとエリトリアの調停和平会談に参加する意欲を表明したけれど、これらの手続きの開始は4回にわたって連続して遅れている。(2006年1月9日付 *Sudan Tribune* 紙) [12c] (2006年1月25日付 仏AFP通信) [13a] しかし、2006年6月20日のIRINは次のように伝えている。「スーダン政府とEFは停戦に調印しており、スーダン東部で燻っている紛争を終結させるための実質的な和平会談の枠組み作りに合意している。政府、EF及び2つの反乱勢力の同盟であるBeja Congressと小規模の反乱勢力であるRashaida Free Lionsとの間の準備会談が、6月13日にエリトリアの首都Asmaraで始まり、月曜日に2つの協定の調印について結論に達した。彼らは、諸原則の宣言、将来の会談に向けた枠組み、和平に適した環境作りに関する合意について調印し、その中には停戦、国家非常事態宣言の解除、戦争捕虜の解放、敵対的なメディア報道を控えることについての合意といったことが含まれている、とAsmaraで活動するあるアナリストはIRINに語った。彼は、停戦は即時に効果を発揮するだろうと付け加えた。」 [10e]

3.21 また、英BBC放送は停戦について次のように報じた。

「スーダン東部の反乱勢力と政府は隣国エリトリアでの会談で停戦に調印した。両陣営とも、永続的な問題解決に向けた道を作ろうと敵対行為を停止することで合意した、と調停に当たったエリトリアの情報筋は語った。他のスーダンの反乱勢力と連携しているEFは、10年以上にわたってエリトリア国境近くのHamesh Korebを支配下に置いている。彼らは、スーダンの最貧地域のひとつにおける中央政府の差別に対して不満を抱いている。」 [9c]

3.22 2006年版FCO国家要覧には次のように記載されている。

「スーダン南部地域は何年間も脇に押しやられ、軽視されてきた。そのように冷遇される中で、同国の中でも最も開発の遅れた地域のひとつとされている。この状況に対して、主にBeja族とRasha'ida族(その地域では最も人口が多い)から成る多くの反乱勢力が近年になって政府を標的にした武装闘争を行っている。局地的で小規模ではあるが、このよ

うな小競り合いはさらに大きな紛争へと発展する可能性があった。そのような事態を避けるために、2006年8月、エリトリア政府が、EFの名で知られている東部の反乱勢力とスーダン政府との間の交渉の調停役を務めるようになった。10月14日エリトリアの首都 Asmara で、東スーダン和平協定 (ESPA) が調印され、スーダン東部の大きな発展が保障された。」[4a] (6 ページ)

- 3.23 2007年4月27日付 UN News は、「スーダン東部の忘れられた状況にスポットライトを当てよう」という UNHCR の宣言について報じた。UNHCR は、スーダン東部で 1968 年以来エリトリア難民とエチオピア難民のキャンプを運営してきたが、国際的にはほとんど注目されてこなかった。[6aq] Guterres 氏は Wad Sherif and Kilo の 26 の難民キャンプを訪れ、地元の当局者及び UNHCR 側のスーダン政府の直接の交渉相手である高等弁務官と Kassala で会談した。Guterres 氏は次のように述べた。「ここには、誰もその存在に気づいてくれない大勢の難民がいる。彼らは忘れ去られた人々である。今日、世界中がダルフルとスーダン南部に注目しているが、誰も東部にいる難民のことを考えようとはしない。また、人々はスーダンが過去 40 年にわたって最も積極的に難民を受け入れてきた国のひとつだということも忘れていない。私個人としては、この国の寛容な態度はイスラム教の影響が大きいと考えている。」[6aq]
- 3.24 2007年4月17日付国連事務総長報告書には次のように明記されている。

「2006年月10月に調印された ESPA は、主に EF 指導部の権力闘争によって膠着してしまっている。戦線の Beja 派内部の分裂により、協定の下で同戦線に当てられることになっているポストへの指名候補者リストの提出作業が難航しているのだ。EF 指導部は、Beja 内部で続く膠着状態を解決するために、エリトリア政府に調停を要請した。スーダン政府側は協定の履行に対して楽観的な見通しを示しており、元 EF で反乱活動を展開していた兵士たちの武装解除及び再統合に向けた準備を始めている。」[6ad]

最近の事態の展開

- 4.01 2007年4月から10月にかけてのスーダン国内の出来事には、悪化する経済状況に関する複数の報告が含まれているが、一方では、ダルフル北部の不毛の土地に眠る、Lake Erie と同じくらいの大きさの巨大な地下の湖が発見されたことによって、経済発展に関して希望の光が見えてきたという報

告もある。[57d] (1 ページ) (2007 年 7 月 21 日付 Sudan Net) 大規模な人道支援団体の要請により、多くの IDPs と人道救援スタッフのために、特にスーダン西部の治安を厳しく取りしめる措置が取られた。[6ab] (2007 年 4 月 27 日付 UN News)、[19u] (2007 年 4 月 27 日 HRW) 国連の食糧救援機関は、現地の復興及び発展に向けた救援活動を支える食糧提供者からの支援を歓迎した。[6ac] (2007 年 4 月 23 日付 UN News)、[6ak] (2007 年 5 月 4 日付 UN News) 南部の Blue Nile State に新しい政党を設立することによって、南北間の和平協定締結からおよそ 2 年半で平和と発展、インフラの改善が実現できることが期待されている。[12j] (2007 年 7 月 14 日付 Sudan Tribune 紙) [12z] (2007 年 9 月 26 日付 Sudan Tribune 紙) 貧しい地方の水管理の改善が大きな懸念材料となっており、Butana Intergrated Rural Development Project の発足で、天然資源を共有し合っている Butana 地方の 5 つの州の人々の大きな助けになることが期待されている。[12n] (2007 年 2 月 19 日付 Sudan Tribune 紙) スーダンとチャド国境にまたがる紛争が状況をさらに悪化させており、アフリカ連合は両国の指導者に対して、協力してダルフル情勢を安定化させるように求めた。[82a] (2007 年 5 月 3 日 Africa ロイター通信) スーダンの和平プロセスが履行されるように、同国の発展のために結成された主要な 2 つの政党である NCP と SPLM に対して強い働きかけがなされた。[12o] (2007 年 2 月 18 日付 Sudan Tribune 紙) ダルフル派遣団国連・アフリカ連合平和維持合同部隊の創設及び同合同部隊特別代表の任命により、ダルフルの暴力と混乱を鎮め、戦争で引き裂かれた同地域の平和を 1 日も早く回復できることが期待されている。[6au] (2007 年 5 月 8 日付 UN News)、[68d] (2007 年 7 月 31 日 国連安全保障理事会)

憲法

スーダン国家暫定憲法 (INC)

5.01 スーダン国家暫定憲法 (INC) は 2005 年 7 月 9 日に調印された。(2007 年 1 月 24 日付英 BBC Timeline) [9a] 本報告作成の現時点においては同憲法の完成版の写しはまだ手に入らないが、2005 年 3 月 16 日付の憲法草案が *Sudan Tribune* 紙のウェブサイトに掲載された。 [12d]

5.02 Sudan Organisation against Torture (SOAT) の 2005 年 11 月–12 月会報は、ダルフル以外の地域について次のように報告している。

「CPA 調印と 2006 年 6 月の INC 成立によって期待されていたが、スーダン国内の他の地域の情勢はほとんど改善されていない。CPA の起草者である John Garang 中佐と SPLM 指導者の最悪のタイミングでの死、特に SPLM の新指導者 Salva Kiir Mayardit 氏及び第一副大統領の脆弱さに対する一般の認識と憲法に関する CPA の具体的な内容履行の遅れといったマイナスの要素が絡み合っ、人々の間には諦めと失望の雰囲気が出ている。同国の一般国民にとって、過去 1 年間で状況はほとんど変わっていないのである。」 [15a] (2 ページ)

5.03 憲法草案の第 4 条には、同暫定憲法の基本的な骨格が規定されている。

本憲法は、以下の原則に基づいて運用されるものである。

- (a) スーダン統一政府は、国民の自由な意思、法による支配、民主的な統治、法的透明性、平等及び全ての市民に対する尊重と公正に基づくものとする。
- (b) 宗教、信仰、慣習及び伝統は、スーダン国民の精神的支柱の源泉である。
- (c) スーダン国民の文化的・社会的多様性は、これを国民統合の基礎とするものであり、国家分裂を招くものとするものではない。
- (d) 政府の権限及び権力は、秘密投票での普遍的な成人の参政権を通しての自由、直接かつ定期的な選挙によって行使される国民の主権から発するものとする。 [12d] (p3-4)

5.04 暫定憲法草案は、生命及び人間の尊厳、平等、宗教、言論、集会及び運動の自由に関する権利を含めた基本的人権を保障している。

[12d] (13-17 ページ) IRIN は 2005 年 7 月 11 日付で次のように報じている。「al-Bashir 大統領は 2005 年 7 月 10 日の日曜日、16 年間に及ぶ国家非常事態宣言（容疑なく国民を拘束し、反対勢力を取り締まる幅広い権限を政府当局に付与）を解除する声明を、紛争によって引き裂かれたダルフルの 3 州及び隣国エリトリアと国境を接する東部の 2 州を除くスーダン全土に発表した。」 [10]

- 5.05 Amnesty International (AI) は新憲法の人権規定に対して歓迎の意を表明したが、スーダン共和国の大統領及び第一副大統領の国家反逆罪、内政に関する重大な不正及び重大な憲法違反以外の全ての犯罪に対する刑事訴追からの免責を定めた第 60 条の規定に懸念を示している。 [16a] また、2006 年 1 月発行スーダン人権機構 Cairo 支部編人権に関する報告書 (Sudan Human Rights Organisation-Cairo Human Rights Quarterly Report) は国家非常事態宣言解除について、「重大な人権侵害は全く抑えられておらず、何十人もの政治犯や捕虜が依然として拘束されている」と伝えている。 [17a] (2005 年 3 月-11 月スーダンの人権状況)

南スーダン暫定憲法 (ICSS)

- 5.06 南スーダン暫定憲法 (ICSS) は 2005 年 12 月 5 日に調印された。
(2005 年 12 月 21 日付スーダンに関する国連事務総長報告書 [6c] (4 段落) 本報告作成の現時点においては同憲法の完成版の写しはまだ手に入らないが、憲法草案が *Sudan Tribune* 紙のウェブサイトに転載された。 [12d] 同草案の第 3 条には、憲法の最高権威について次のように規定されている。
- (1) 本暫定憲法は南スーダンの最高法規であり、全南スーダンの全ての組織、政府機関及び個人に対して法的拘束力を有するものとする。
 - (2) 南スーダン諸州の暫定憲法及び法律は、本憲法及びスーダン国家暫定憲法の規定に従うものとする。 [12d] (4 ページ)
- 5.07 INC と同様、ICSS も生命及び人間の尊厳、平等、宗教、言論、集会及び運動の自由に関する権利を含めた基本的人権を保障している。 [12db] (8-15 ページ) また、同暫定憲法の第 9 条 (1) は、「南スーダンの国民は、自らの将来の地位を決定する国民投票を通じての自決権を有する」とも宣言している。 [12d]

5.08 同暫定憲法の第 11 章は「諸州、地方政府、伝統的な権限及び Abyei 地域」について規定している。**[12d] (78 ページ)** 第 165 条には、次のように記載されている。「(1) 南スーダンの国土は分権化され、10 州で構成されるものとする。(2) これら 10 州は独自の憲法を持ち、それは本暫定憲法及びスーダン国家暫定憲法の規定に従うものとする。」**[12d] (78 ページ)** 第 11 章の第 166 条から第 170 条は、州組織、州幹部、州議会、州司法機関に関する規定及び個々の南部諸州に関する暫定規定を定めており、後者の規定は本憲法の暫定期間である 4 年終了前に開かれる予定の選挙(2009 年 7 月頃)までを規定している。**[12d](78-82 ページ)**

付属資料 G : [States of Sudan](#) 参照

政治制度

国民統一政府（GoNU）

6.01 2006年版USSD報告書には次のように記載されている。

「スーダンは推定人口 4,120 万人の共和国であり、2005 年 1 月に調印された CPA によって定められた権力委譲制度に基づいて統治されている。同国では、同和平協定により 22 年間に及ぶ南北間の内戦に終止符が打たれ、国民統一政府（GoNU）が樹立された。GoNU の統治委任期間は 2009 年に行われる予定の選挙までとなっている。同政府は、北部のイスラム教徒が大部分を占め、独裁的な Omar Hassan al-Bashir 大統領とその側近グループが支配する NCP と、キリスト教徒及び南部の伝統的な土着宗教の信奉者が支配する SPLA の政党組織である SPLM によって構成されている。」 [3a]（1 ページ）

スーダン国家暫定憲法(INC)は 2005 年 7 月 9 日に調印された。(2007 年 1 月 24 日付英 BBC Timeline) [9a] 2005 年 3 月 16 日付の憲法草案が *Sudan Tribune* 紙のウェブサイトに転載された。[12d] 2005 年 3 月憲法草案の第 24 条には次のように規定されている。

スーダンは諸州に別れた分権国家であり、以下のようなレベルの政府構成となっている。

- (a) 全国家レベルの政府（GoNU）は、スーダンの領土及び国民主権を保護し、国民の福祉を促進するために権限を行使するものとする。
- (b) 南スーダンレベルの政府（GoSS）は、南スーダンの国民及び諸州に関して権限を行使するものとする。
- (c) スーダン国内の州政府は、州レベルで権限を行使し、国民に忠実な統治レベルで公共サービスを提供するものとする。
- (d) スーダン国内の地方レベルの政府に関しても、上記と同様のものとする。 [12d]（10 ページ）

6.02 2005 年 8 月 31 日、新暫定議会在首都 Khartoum で発足後初めて議会を開催した。

「歴史的な和平協定の規定に沿って、議席の 52 パーセントが与党に与えられる一方、SPLM/A は 28 パーセントの議席を占めた。北部を代表

する野党はそれに続く 14 パーセントを占め、南部側の野党勢力は新暫定議会の残り 6 議席を占める結果となった。」(2005 年 9 月 1 日 IRIN) [10j]

6.03 IRIN は次のように報告している。「2005 年 1 月調印の和平協定の下、3 年から 4 年後に開かれる予定の選挙後に新しい議会が創設されることになっており、それに続く国民投票で南部の統一への参加あるいは離脱の意思が明らかになる。」[10j] 2005 年 9 月 22 日付英 BBC 及び IRIN は、GoNU 樹立の宣誓がなされたことについて報じた。[9e] [10k] 2006 年 10 月 3 日時点で、GoNU の大統領が Omar Hassan Ahmad El-Bashier 中将、第一副大統領が Silva Kair Miar Madit 中将、副大統領が Ali Osman Mohamed Taha 氏となっていた。(2006 年 9 月 29 日更新 Gurtong.org サイト) [18j]

6.04 2005 年 9 月 22 日付 IRIN は次のように報じた。

「29 の省のうち、16 省が与党 NCP の管轄の下のままとなった。9 省は SPLM/A の配下に置かれることになり、残りの 4 省は CPA の枠組みの下で決められた富と権力の配分規定に沿って、他の様々な政党へと分かれた。NCP は新政府の中で重要なポストとなるエネルギー、鉱山、国防、内務、金融及び司法の各省をおさえた。SPLM/A は同党の幹部 Lam Akol 氏の下で外務省を管理下に置き、他にも貿易、教育、科学研究、保健の各省を統括することになった。」 [10k]

6.05 南部の多くの人たちは省の配分に対して不満を表したと報じられている。というのも、SPLM は、和平協定の合意に反して権力の配分において対等なパートナーというよりも事実上格下として扱われたからである。(2005 年 9 月 22 日付英 BBC Online) [9e] (2005 年 9 月 22 日付 IRIN 及び 2005 年 11 月 15 日付 IRIN) [10k, 10l] さらに、IRIN によると、GoNU 内の北部 National Democratic Alliance (NDA) の 2 議席が空席になっているが、これは同党が議席配分に不満を示しているためだという。 [10k]

6.06 2006 年版 USSD 報告書には次のように記載されている。

「公式に登録された党が 20 政党あったが、法律では政府への武力による反対運動に関係した伝統的な政党は禁じられている。政党法 (Political Parties Act) では、以前活動を禁止された複数の政党の活動再開が認め

られているが、各党とも選挙参加への手続きを記入する登録官を届け出なければならないことになっている。」 [3a] (Section 2b)

- 6.07 Popular National Congress (PNC)、Umma Party (UP)、Democratic Unionist Party (DUP) が主要な野党だった。(2006 年 3 月 HRW) [19a] 2005 年 9 月 1 日付の IRIN は次のように報じた。「 Sadiq al-Mahdi 前首相の所属する UP や Hassan al-Turabi 氏の PNC を含めた多くの野党グループは、大統領の所属政党が不正に両議会を支配しているという理由で、既に新議会への参加を拒否する決定を発表した。」 [10]
- 6.08 スーダン北西部の北と南、西ダルフール諸州の紛争地帯及び北東部の Red Sea State と Kassala State において、主要な野党は SLM/A 及び JEM であり、この 2 つの政党は 2006 年 1 月 Alliance of Revolutionary Forces of West Sudan (ARFWS) の旗印の下同盟関係を結んだ。また、東部地域の Beja Congress (BC) と Rashaida Free Lions (FL) は 2005 年 2 月に EF の名の下に共同戦線を形成した。(2005 年 1 月 25 日 UN ICI、2006 年 1 月 22 日付 AFP 通信、2005 年 2 月 5 日付 *Sudan Tribune* 紙) [6e] [13b] [12F]
- 6.09 2007 年 2 月 13 日付 *Sudan Tribune* 紙は、Equatoria 州中央の Yei で開かれる 4 日間の会議の最後に「新しいスーダン」のビジョンに SPLM が参画する意思があることを伝えた。SPLM はこのビジョンに関して、「全国民の自由な意思と政治参加に基づいた自由、公正で、民主的な分権体制へとスーダンを変革していくもの」と定義した。 [12p]

付属資料 B : [Political organisations](#)及び付属資料 C : [Prominent people, past and present](#)参照

南スーダン政府 (GoSS)

- 6.10 南スーダン暫定憲法 (ICSS) は 2005 年 12 月 5 日に調印された。(2005 年 12 月 21 日付スーダンに関する国連事務総長報告書) [6c] (4 段落) 2005 年 10 月付憲法草案が *Sudan Tribune* 紙のウェブサイトに転載された。 [12d] 同草案の第 50 条には次のように規定されている。

南スーダンは諸州に別れた分権国家であり、以下のようなレベルの政府構成となっている。

- (a) 南スーダンレベルの政府（GoSS）は、南スーダンの国民及び諸州に関して権限を行使するものとする。
- (b) 州レベルの政府は、南スーダンの州レベルで権限を行使し、国民に最も忠実な統治レベルで公共サービスを提供するものとする。
- (c) 南スーダンの地方レベルの政府は、国民に最も忠実な統治レベルにあり、その組織、選挙及び適切な機能は各州の責任に帰するものとする。[12d]（23 ページ）

6.11 2005 年 9 月 29 日、Interim Legislative Council of Southern Sudan（ILCSS）が南スーダンの首都 Juba で発足した。南部の暫定議会は、約 4 年後に予定されている選挙まで続けられることになっている。7 月 9 日からの 6 年間の暫定期間が過ぎた後、南部では国民投票が行われ、スーダンの統一に残るか離脱するかが決定することになる。（2005 年 9 月 30 日付 IRIN）[10m] さらに、同報道は次のように伝えている。「ILCSS の樹立によって、予算の承認から地方統治の枠組みに関する決定に至るまでの多くの新たな立法権限を導入する道が開かれることになり、それは戦争によって荒廃した地域の発展及び再建計画の履行に不可欠なものである。」[10m]

6.12 *Gurtong* の記事によると、South Sudan Assembly の大部分は SPLM のメンバーで占められているという。[18c] 残りのわずかな議席は、al-Bashir 大統領率いる NCP、South Sudan Defense(原文のまま)Force（SSDF）、Sudan African National Union（SANU）、United Democratic Front（UDF）、Union of Sudan African Parties 1（USAP 1）、Union of Sudan African Parties 2（USAP 2）、United Democratic Sudan Forum（UDSF）のメンバーが分け合っている。[18c]

2005 年 9 月 22 日付英 BBC と IRIN は、GoNU 樹立の宣誓がなされたことについて報じた。[9e] [10k] 2006 年 10 月 3 日時点で、GoNU の大統領が Omar Hassan Ahmad El-Bashier 中将、第一副大統領が Silva Kair Miar Madit 中将、副大統領が Ali Osman Mohamed Taha 氏となっていた。（2006 年 9 月 29 日更新 *Gurtong.org* サイト）[18j]

6.13 2005 年 10 月 23 日と 24 日、BBC と IRIN はそれぞれ GoSS 樹立の宣誓がなされたことについて報じた。[9f] [10n] 「2005 年 1 月調印の和平協定に沿って、GoSS の代表のうち 70 パーセントが SPLM/A 出身のメンバーによって占められ、15 パーセントが Umar al-Bashir 大統領率いる北部の与党 National Democratic Party、残りの 15 パーセントが南部の

他の諸政党によって構成されている。」(2005年10月24日 IRIN)[10n]
2006年3月10日時点で、GoSSの大統領が Salva Kiir 氏、副大統領が Riek Machar Teny 氏となっていた。(2006年9月29日更新 Gurtong.org サイト) [18j]

6.14 南スーダンの主要な野党は、SSDF、South Sudan Unity Movement (SSUM)、South Sudan Independence Movement (SSIM) だった。 [14f]

6.15 *Gurtong* の報道によると、GoSS Council of Ministers は南スーダンで営業展開しているイスラム系銀行からの強い要請を断固として受け入れない姿勢を示しているという。というのも、Bank of Southern Sudan (BOSS) が南スーダンで従来の銀行制度とイスラム式の制度を合わせた業務を行うことを許可するように求めているからである。声明の中で、Samson L Kwaje 情報大臣は、そのような動きは CPA の条項に違反したものであると明らかにした。CPA では、南スーダンが従来の銀行制度を創設する一方で、北部はイスラム式の銀行業務の原則に従って営業することが規定されている。両方の方式を同時に行うことはできないのである。 [18n] 同大臣はさらに、上記の決定の結果、多くのイスラム系銀行が南スーダンから引き上げる意思を示唆したと語った。 [18n]

付属資料B : [Political organisations](#)及び付属資料C : [Prominent people, past and present](#)参照

6.16 2007年1月発行版 SHRO-Cairo Human Rights Quarterly Report には、次のように明記されている。「National Democratic Government を樹立する必要がある。SHRO-Cairo は、NDA 及び Umma Party の国民憲法会議開催に関する要求を GoNU が軽視する態度を取っていることを懸念している。国民憲法会議開催は、スーダンの慢性的危機状態、特にダルフール紛争と膠着した南北関係を解決するための重要な手段である。」 [17m]

人権

序論

- 7.01 2007年10月11日更新の英BBC Timelineは、2005年7月9日のスーダン国家暫定憲法（INC）調印について報じた。**[9a]** 2005年3月16日付の憲法草案が *Sudan Tribune* 紙に転載された。**[12d]** 同草案の第27条には次のように規定されている。

「本人権宣言は、あらゆるレベルでのスーダン国民及び同国民と政府間における誓約であり、本憲法に謳われている人権及び基本的な自由を尊重・発展させることを約束する証書である。同宣言は、スーダンにおける社会正義、平等及び民主主義の基礎である。国家は、本宣言を保障、保護及び達成するものとする。国際的な人権条約、宣言及びスーダン共和国によって批准された法律文書に謳われている全ての権利は、これを本宣言書の根本的な骨格を成すものとする。」 **[12d] (p)**

- 7.02 2007年3月6日発行のUSSD スーダンの人権状況に関する報告書は、同国の状況について次のようにまとめている。

「スーダン政府の人権記録は依然としてひどいものであり、ダルフル地方で続く虐殺行為の証拠を含めて、多くの重大な問題が起こった。政府及びアラブ系民兵組織 *janjaweed* に責任がある状況は変わらない。現地で行われている虐待行為には次のようなものがある。政権交代に関する市民の権利の剥奪。同国全土における政府軍及び他の政府と同盟関係にあるグループによる非合法的殺人。治安部隊による拷問、殴打、強姦及び残酷かつ非人間的な待遇や刑罰。刑務所内の劣悪な環境。反政府容疑者の拘束を含めた恣意的逮捕及び拘束と無裁判の拘束。政府幹部の司法への介入及び法の適正手続きの否定。未成年の徴用。人道援助物資の輸送妨害。市民のプライバシーの権利及び言論、報道、集会、集団活動、宗教、運動の自由に対する侵害。IDPs、地方及び国際的な人権・人道団体に対する嫌がらせ。女性器の切断（FGM）を含めた女性に対する暴力及び差別。特にダルフル地方での子供に対する性的暴力及び児童徴兵を含めた児童虐待。人身売買。少数民族に対する差別及び暴力。労働者の権利の否定。治安部隊及びスーダン南部の同盟・非同盟民兵組織による児童労働を含めた強制労働。」 **[3a] (1節)**

7:03 SOAT[15ap]、HRW[19t]及びAI[16ap]の3団体は2007年5月2日、スーダン政府の前内務大臣であり現在人道問題相（Minister of Humanitarian Affairs）である Ahmad Muhammad Harun 氏と、アラブ系民兵組織 *Janjaweed* の指導者 Ali Muhammad Ali Abd al-Rahman 氏（別名 Ali Kushayb）に対して令状を発行するという裁判所の決定を支持する意向を発表した。両者には、ダルフル地方での戦争犯罪及び人道に対する罪の容疑がかけられている。

7.04 AI は 2007 年 5 月 8 日、次のように報じた。

「スーダン政府、同政府の支援を受けたアラブ系民兵組織 *Janjawid*（原文のまま）及び反政府武装勢力による重大な人権及び国際人道法違反が行われているスーダン西部のダルフルでは、武器、弾薬及び関連装備品が依然として運び込まれている。」 [16ar]

7.05 AI はさらに続けて次のように伝えた。「本報告は、ダルフル及び東部の隣国チャドの人々の武装プロセス及び武装活動について伝えるものであり、彼らの多くは強制的に土地を追われている。同報道は、2007年1月から3月にかけて行われた国連によるダルフルへの武器禁輸措置に対する違反行為の詳細を伝えている。」 [16ar]

7.06 2007年3月14日のReliefWebは、スーダンで初めて合法的な支援ネットワークが設立されたことを伝えている。

「Legal Aid Department of the Ministry of Justice は昨日（2007年3月13日）、United Nations Development Programme(UNDP)、International Rescue Committee (IRC) 及び People's Legal Aid Centre (PLACE) との連携の下、スーダンで初めてとなる Legal Aid Network を立ち上げた。これは、Kassala、Damazin、Lagawa、Dilling、Kadugli、Abyei 及び Khartoum の各地域のパラリーガル（弁護士補助員）と弁護士合計 136 名が集まって1週間にわたって集中的に行われたワークショップが終了した後の出来事であった。同ネットワークの設立は、国内全土の地域に法的支援を行っているスーダン人パラリーガルと弁護士にとって共通の活動の場ができたことを示している。」 [68a]

7.07 この出来事の重要性を強調し、ReliefWeb はさらに次のように伝えている。「スーダンに Legal Aid Network が樹立されたことは、人権分野の専門家の育成や特に貧しい人々や弱いグループへの法律支援サービス

の提供という広い文脈において極めて重要な意味を持っている。」 [68a]
さらに、このネットワーク立ち上げは、UNDP Sudan、Department of
Legal Aid of the Ministry of Justice 及びこの分野で活動している民間団
体の関係を樹立・強化していくための出発点となる。我々はできる限り
協力して、法の支配の原則が全ての子供たちに届くように活動してい
くつもりである。 [68a]

治安部隊

- 8.01 政府の治安部隊による政治反対派の容疑者等に対する拷問、殴打及び虐待が行われている中で、劣悪な治安状況が続いている。[3a] (第1節 e)
- 8.02 2006年版 USSD 報告書には次のように記載されている。「National Intelligence and Security Service (NISS) と内務省 (Ministry of Interior) の両組織は、国内の治安維持に当たっている警察隊と並んで治安部隊を支配下に置いている。警察隊には、通常の警察部隊と Popular Police Force が含まれており、後者は通常の警察部隊よりも高給を受けている親政府部隊である。軍は国外及び国内の治安に対して責任を負っている。」 [3a]
(第1節 d)

警察

- 8.03 2006年版 USSD 報告書は、警察部隊の腐敗について次のように伝えている。

「警察職員たちは地元の市民から賄賂をむしり取ることによって、懐を潤している。それにもかかわらず刑罰を逃れることができるのは、重大な問題である。また、警察の不正に対して不満を表した者が罰せられたケースもある。」 [3a] (第1節 d) 同報告書は Omdurman に住む 2 人の南部 IDPs の女性について説明している。そのうちの 1 人は、警官が彼女の自宅からお金を盗み取ろうとしたことに反抗すると、妊娠 7 ヶ月であるにもかかわらず強く殴打された。その女性は Thowra 警察署まで連れて行かれ、そこで再び主任警官に殴打されたのだ。翌日、もう 1 人の女性が彼女を法廷に連れていき、裁判官に警察の虐待について不満を述べた。すると、3 人の警官は彼女を偽証と警察に対する名誉毀損だと非難したのだった。裁判官は警察側を支持し、彼女に対して名誉毀損の罪で 30 回の鞭打ち刑及び罰金 23 ドル (5,000 スーダン・ディナール) を言い渡したのだった。 [3a] (第1節 d)

恣意的逮捕及び拘束

- 8.04 2006年版 USSD 報告書には次のように記載されている。

「保釈金を支払って弁護士をつけることが法律で定められているが、治安部隊が拘束された刑事犯を含めて、多くの人々を恣意的に逮捕・拘束し、弁護士や家族に会わせないまま知らない場所に長時間軟禁するケースが多く見られる。一般的に言って、政府は何の容疑も固まっておらず、裁判も経ていないまま数日間人々を拘束することがある。しかし、特に政敵に関しては例外も見られた。」[3a]（第1節d）

8.05 2007年3月14日、AIは政府によって拘束された3人の健康状態と安全に対する懸念を伝えた。「Abulgasim Ahmed Abulgasim氏、弟のZakaria氏とさらに別のMukhtar Ali Ahmed氏の3人は現在、首都KhartoumのKober刑務所に捕らえられていると伝えられている。彼らには弁護士をつける権利があるが、家族との接触を完全に断たれている。Abulgasim Ahmed Abulgasim氏は糖尿病で治療を求めているが、要求は断られた。3人とも何の容疑もないのである。」[16au]

8.06 さらに同報告書によると、Abulgasim Ahmed Abulgasim氏は、ダルフルの政府と戦闘状態にある反政府武装グループのひとつSLMのメンバーだという。[16au]

8.07 同報告書はさらに続けて次のように伝えている。

「スーダン政府当局は外部との連絡を断った長時間の拘束を利用して、人々の心に恐怖を作り出し、政治的な反対の動きを封じ込めようと意図している。国家治安部隊法(National Security Forces Act)の規定では、“国家に対する犯罪”の疑いのある者を明確な容疑や裁判手続きを経なくても、また司法的な検証が行われないうまま、最高9ヶ月間治安部隊が“予防的に”拘束できることになっている。第33条では、国家治安部隊の刑事訴追の免除を規定しており、通常の裁判手続きにおいて、National Security Agencyの業務執行中に行われたいかなる行為に関しても秘密が厳守されることを定めている。1993年証拠法(1993 Law of Evidence)の第10条(i)は、拷問による証拠獲得を認めている。」[16au]

8.08 2007年6月20日World Organisation Against Torture(OMCT)は、スーダン北部のHalfa MunicipalityにあるFarraig村で民間人に対して治安部隊が「過剰な武力行使」を行っており、DongolaとKhartoumでジャーナリストや弁護士を含む数人の人々を逮捕・拘束していると伝えた。伝えられた情報によると、2007年6月13日、同地域でのKajabar Dam

建設に反対する平和デモを行っている最中、Farraig 村の警察及び治安部隊の攻撃により、4人が死亡、9人が負傷した。[55a]

- 8.09 同様に、2007年7月20日付 *Sudan Tribune* 紙は、ダム建設反対委員会のスポークスマンである Osman Ibrahim 氏が逮捕されたと伝えている。「早朝、3台の警察車両が Farraig 村にある彼の自宅にやって来た。逮捕には令状はなく、彼の居場所は不明だ。彼が逮捕される前の2007年6月13日にも事件が起きていた。この日スーダン北部の Nubian 地方で Kajbar Dam 建設に反対する平和デモを行っていた民間人数人が治安部隊によって銃撃される事件が起こった。4人が射殺され、13人が重傷を負った。[12s] Kajbar Dam 建設への反対運動に関わっていた弁護士と取材していたジャーナリストが逮捕された。2007年7月9日に釈放されたジャーナリスト Saad Mohamed Ahmed 氏を除いて、今のところ全員が外部との連絡を断たれたままであり、拘束された弁護士たちが Constitutional Court に拘束の合法性に異議を唱える申し立てをしたが、効果がなかったようである。」 [12s]

武装部隊

- 8.10 スーダン共和国には、法によって規定された3つの武装部隊が存在する。SAF は、正規の政府軍であり、現在同国全土で活動を展開している。SPLA は、南スーダン政府の正規の軍隊である。Popular Defence Force (PDF) は、スーダン北部の与党及び地方の武装した少数民族グループとつながりを持った武装部隊である。第4のグループは、SPLA 及び SAF から生まれた部隊によって構成される Joint Integrated Units であり、2011年に予定されている国民投票で南スーダンが独立に反対する意思を決定した場合に統一部隊の核を形作るためのものとして、CPA によって樹立されたものである。(2006年8月17日付国連安保理事務総長報告書) [6J] (3 ページ) これらの法的に規定された部隊の他に、スーダンでは多くの法律外の武装組織が活動している。スーダン南部及び暫定地域における内戦の間、SAF は領土を支配するために非合法の民兵組織を使っていた。CPA では、これらの法律で規定外の民兵組織を他の武装グループと称している。SSDF の指揮の下でまとめられていたこれらのグループが合わせて50以上もあったのだ。SSDF は、SSUM の Paulino Matiep 将軍率いる包括的組織であるが、SAF の軍情報部の効果的な支配下に置かれていた。(2006年8月17日付国連安保理事務総長報告書) [6J] (3 ページ)

- 8.11 2005年1月の国連事務総長へのダルフールに関する国際調査委員会報告書（The Report of the International Commission of Inquiry on Darfur）には、次のように記載されている。

「SAFは、国内の治安の保護・維持を任務とする従来から存在する武装組織である。この部隊は任務を遂行する上で、PDFの民兵組織や国境情報機関を含めた陸軍部隊、空軍及び海軍を使っている。当委員会が得た情報では、現在この部隊が持つ兵士の数はおよそ200,000に達しているが、本来担うことができる規定の兵站能力は60,000に過ぎない。従って、援護体制、特に空軍による支援は主に重点地域に向けられており、当該地域を制圧してからでないとは再配備できない体制となっている。それ故、武装部隊の任務に対する中央による指揮命令が喫緊の課題である。」[6e]（27ページ）

治安部隊：南スーダン

- 8.12 2005年12月5日に調印された南スーダン暫定憲法(Interim Constitution of Southern Sudan)の第160条には次のように規定されている。

- (1) Police of Southern Sudan という名称の分権的専門警察部隊が創設されるものとし、その任務は、犯罪の防止、取り締まり及び調査、法及び公共の秩序の維持、南スーダン国民及びその財産の保護、本憲法と法の保護及び執行となっている。
- (2) 同警察部隊は、南スーダン及びその諸州のレベルにおいて組織され、その権力及び機能は法によって規定されるものとする。[12d]
- (3) 同警察部隊の責務は、特に以下のようなものとする。：
 - (a) 法及び公共の秩序の維持。
 - (b) 他地域からの帰還者、IDPs、難民及びその財産を含めた南スーダン国民の安全と安心の保障。
 - (c) 犯罪の防止及び捜査
 - (d) 必要に応じた政府職員、政府要人、国際的高官及びその他の公的要人の保護。
 - (e) 違法な麻薬の売買、小火器の違法取引、その他の組織的・国際的犯罪及びテロリズムの撲滅。
 - (f) 本憲法の下に設立された他の治安組織及び一般国民との協働。
 - (g) あらゆる犯罪事項に関するデータ及び情報収集。
 - (h) 汚職の撲滅。（ICSS第160条）[12d]

8.13 2006年3月8日に UNHCR が Advisory Panel on Country Information (APCI) に提出したコメントには、新スーダン警察法 (New Sudan Police Act) 及び 2003 年一般警察法 (Police General Regulation Act of 2003) が法制化され、現在施行されていると明記されている。同 2 法は、現在 Ministry of legal Affairs and Constitutional Development の弁護団によって履行されている CPA の規定に沿うように軽微な修正が必要である。[20a] (2 ページ-3 ページ)

8.14 同警察法には次のように規定されている。

警察は、司法長官に代わって犯罪の防止及び捜査と違反者の起訴を行い、その過程で講じた全ての対策について同長官に報告する義務がある。さらに、警察は犯罪者の逮捕、公共の秩序と安全及び個人とその財産の安全の維持、法及び法令の下でのあらゆる義務の遂行に対して責任を負うものとする。また、警察は所有者のいないいかなる財産の管理に対しても責任を負うものである。[18e] (警察法第 3 章第 10 節)

8.15 同警察法はまた、法の執行者としての義務及び求められる役割について規定しており、Police General Regulation Act は、警察部隊内の組織構成、地位及び先任順位や訓練及び人材募集等の他の業務に関して規定している。[18e] (警察法) [18f] (Police General Regulation Act)

8.16 2006 年版 USSD 報告書には、社会インフラ、通信システム及び資金面での不足と不十分な警察力のために、多くの地域で裁判制度が機能していないと記載されている。[3a] (第 1 章 e) 国連スーダン派遣団 (UNMIS) によると、南スーダンの警察には現地の人々の安全を効果的に保護する資源が不足しているという。また、現地警察は SPLM メンバーが警察業務に日常的に介入してきており、法手続きを経ずに親類縁者や友人の解放を強要してくるという不満を表明している。[3a] (第 1 章 d)

8.17 AI は 2007 年の年次報告書の中で、SPLA と政府の支援を受けた民兵組織間及び闘争を続ける少数民族グループ間で衝突が続いていることを伝えている。4 月と 5 月に Jonglei 州で、武装グループ間の争い及び村々への直接攻撃によって多くの一般人が死亡したと報じられている。11 月には、SPLA とスーダン政府治安部隊に編入された南部の民兵組織の間の激しい戦闘によって、Malakal で約 30 人の民間人が死亡した。[16y] (2 ページ)

兵役

- 9.01 スーダン国家暫定憲法 (INC) 草案の第 18 条には、次のように規定されている。「国家の防衛は名誉であり義務である。国家は、戦争で負傷した兵士及び殉死者の家族を保護するものとする。」(2005 年 3 月 16 日付 *Sudan Tribune* 紙掲載国家暫定憲法草案) [12d] (9 ページ)
- 9.02 1998 年版 War Resisters' International (WRI) 調査報告書「武力戦闘拒否」(Refusing to Bear Arms) には、次のように明記されている。1992 年国家兵役法 (National Service Act of 1992) は 18 歳から 33 歳までの全ての男性に対して兵役義務を課している。[21a] (1 ページ) しかし、Danish Fact Finding Mission of 2000 の報告によると、18 歳以上の全ての男性に兵役義務が課せられており、徴兵年齢は随時変更されているという。[23a] (36 ページ)
- 9.03 1998 年版 WRI 調査報告書には、さらに次のように記載されている。「法律では、女性にも兵役義務が課せられているが、実際には召集されていない。[21a] (1 ページ) また、兵役期間は通常 24 ヶ月であり、高校卒業者の場合は 18 ヶ月、大学及び短大卒業者は 12 ヶ月となっている。[21a] (第 1 章)
- 9.04 WRI 調査報告書はさらに続けて、National Service Act of 1992 の規定では、兵役に召集された者は教育及び就職を許されておらず、徴兵年齢に達している男性はいかなる理由によろうとも国を出ることが禁じられている、と伝えている。(記事 20) [21a] (第 3 章)
- 9.05 2004 年版 International Committee of the Red Cross (ICRC) 年次報告書は、スーダン国家治安部隊は 2004 年 6 月 5 日、国際人道法及び国際人権法の養成プログラムを立ち上げる合意書に調印したと伝えている。[22a] (105 ページ)
- 9.06 同報告書には、さらに次のような記載がある。

「現地で南部へのアクセスが改善された裏には、ICRC が紛争地帯に駐留する軍、治安部隊及び警察に対して国際人道法及び国際人権法に関する講義やワークショップの回数を増やしていることがある。ダルフル地方において ICRC 職員はあらゆる機会を利用して、軍、治安部隊及び警察に対して国際人道法及び国際人権法について即席の臨時説明会を

開催した。ICRC の権限が現地の人々に知られるようになるに従って、El Fasher での軍高官を対象とした 3 日間のワークショップ等、国際人道法に関する体系的な講義を企画した。さらに、ICRC は現地に到着したばかりのアフリカ連合軍に対して、国際人道法及び同組織に関する説明会を開催した。」[22a]

9.07 2005 年版 ICRC 年次報告書には、次のように記載されている。

「ICRC は、ダルフルの全ての武装グループに対する国際人道法養成業務のレベルアップを図り、アフリカ連合スーダン派遣団 (AMIS) 及び国連スーダン派遣団両グループと頻繁に接触を図った。同組織はまた、Joint Integrated Units に向けた国際人道法養成業務も開始している。和平協定に明記されている通り、同ユニットは 40,000 人に及ぶスーダン軍及び SPLM/A 軍によって構成される統合部隊である。」[22b]

9.08 The Immigration and Refugee Board (IRB) of Canada は 2007 年 2 月 28 日、スーダンにおける兵役に関して次のような情報を伝えた。[52d]

「兵役への徴兵年齢に関する情報は、Research Directorate によって提供される情報源の間で様々に違っていた。2006 年版 Europa World Year Book 及び CIA World Factbook の情報によると、18 歳から 30 歳までの者に兵役義務が課されている。(2006 年版 Europa World Year Book 4095、2007 年 2 月米国) しかし、2004 年版子供兵士地球報告書(Child Soldiers Global Report 2004)によれば、スーダンの National Service Act of 1992 の下では 18 歳から 33 歳までの者に兵役義務が課されているとされている。(2004 年 11 月 17 日 Coalition to Stop the Use of Child Soldiers、2001 年デンマーク事実調査団報告、68) さらに同報告書によると、徴兵義務年齢は正規の武装部隊で 17 歳、準部隊の人民防衛軍 (Popular Defence Force) で 16 歳とされているのに対して、予備軍及び正規の部隊の義勇兵の場合には最低年齢が決められていないということである。(2004 年 11 月 17 日 Coalition to Stop the Use of Child Soldiers) 2005 年版国別人権実践報告 (Country Reports on Human Rights Practices) には、17 歳から 19 歳の者は兵役に服することが義務付けられていると記載されている。(2006 年 3 月 8 日第 5 節) [52d]

9.09 IRB はさらに続けて次のように伝えている。

「スーダンでは国家兵役義務拒否は最高で3年間の禁固刑を科されることになっている。(2003年6月 SHRO、Danish Fact Finding Mission of 2001 報告、73)」兵役義務拒否者には罰金も課されると報道されている。(同上記) Danish Fact Finding Mission (FFM) of 2001 報告によると、スーダンの1992 National Service Act の下では、徴兵に応じないか、あるいは“虚偽または自ら身体に傷を負わせること”によって兵役を逃れようとする者に対しては、2年から3年の禁固刑が科されることもあると規定されている。(同上記及び2005年12月24日米 The Des Moines Register 紙参照) [52d]

Popular Defence Forces (PDF)

9.10 Danish FFM of 2001 は次のように報告している。「正規のスーダン国軍に加えて、NCP は Popular Defence Forces (PDF) と呼ばれる独自の軍事部門も備えている。」 [23b] (35 ページ) PDF は1990年に政府によって創設され、1989年人民防衛軍法 (Popular Defence Forces Act) がその法的根拠となっている。(1989年 War Resisters International) [21a] 1989年 Popular Defence Forces Act (付属資料5参照) の下では、PDF の徴兵年齢は少なくとも16歳となっており、スーダン市民でなければならぬ。1992年、男女を問わず全ての学生のPDFへの兵役が義務化された。兵役義務を修了することが、その後の教育を受けるための必要条件とされた。」 [23b] (37 ページ)

9.11 2005年1月 Preport of the International Commission of Inquiry (UN ICI) to the United Nations Secretary-General (UN SG) には、次のように記載されている。

「作戦上の目的のために、スーダン武装部隊は民間人またはPDFの予備役兵を動員することで補うことができる。ICIの得た情報によると、現地の政府職員は部族指導者や族長を通してPDF兵士を動員・徴兵するように軍本部から依頼されているとのことである。Wali氏は現地の部族指導者と密接な関係を築くように求められているため、各州の兵員動員の責任者である。」 [6e] (28 ページ)

9.12 1998年版 WRI 調査報告書は次のように述べている。「PDFの訓練には、軍事訓練、民間人の自衛訓練及び愛国的・文化的教育が含まれており(1989年法第14条)、宗教的教化の手段と考えられている。」 [21a] Danish FFM of 2001 報告書には次のように明記されている。「PDFの

訓練にはイスラム化の要素がかなり含まれており、多くのキリスト教徒の学生たちが PDF に徴兵されるときに重大な問題に直面した。」 [23b] (37 ページ) 同報告書はまた、女性も自主的な意思に基づいて PDF に加わっていたが、実際の現場の戦闘には参加せず、前線から離れた場所で活動する女性大隊が看護婦として働いていたことを伝えている。 [23b] (39 ページ)

- 9.13 UN ICI は、PDF 兵士の徴兵及び訓練についてのある司令官の説明を次のように伝えている。

「訓練は各州の本部の兵舎及び地方の兵舎で行われる。各個人が自主的に兵役を申し出てくる。我々は、最初にその人に対する訓練が必要かどうかを判断する。次に、ボディーチェックと身体検査を行い、検査リストを作成して軍に提出する。この作業は、首都 Khartoum でも州や地方でも全てのレベルで行われることになっている。それから、我々は基本的な訓練(例えば、武器の使い方や規律の徹底等 原文のまま)を行い、人によってはそれに約 2 週間かかる者もいる。」

「馬や駱駝に乗ってやってくる者もいる。その場合、我々はその人間を馬や駱駝に乗ったまま軍務へと送り込むこともある。兵士は武器を与えられるが、訓練終了後には再び武器を回収する。」 [6e] (28 ページ)

- 9.14 2006 年版 USSD 報告書は次のように伝えている。「政府は路上で生活している子供たちのために“矯正キャンプ”を設置している。ダルフルの IDPs キャンプ及びチャド東部の難民キャンプでは、10 代の男の子たちが反乱グループに徴兵されることがよくある。彼ら徴兵された兵士は、軍務に就き大変な苦難と虐待を受け、前線に送られることが多い。」 [3a] (第 5 節)

軍役の免除、恩赦及び遅延

- 9.15 Danish FFM of 2001 報告書の付属資料 4 に提示されている 1992 年 National Service Act には、スーダン市民の軍役の免除、恩赦及び遅延資格についての条件が詳細に記されている。 [23b] (69 ページ-72 ページ)

良心的参戦拒否、軍役拒否及び忌避

- 9.16 Danish FFM of 2001 報告書の付属資料 4 に提示されている 1992 年 National Service Act は、軍役の忌避または遅延に関する一般的な法令及び罰則について規定している。**[23b] (73 ページ)** 1998 年版 WRI 調査報告書には次のような記載がある。「良心的参戦拒否権は法的には認められていない。兵役を忌避した者は、禁固 2 年から 3 年の刑罰を科されることになる。」**[21a]**

新兵募集及び徴兵

- 9.17 1992 年 National Service Act は、軍の人員の必要性が増大したのを満たす努力の中で導入された。(1998 年版 WRI 調査報告書) **[21a]** 2006 年版 USSD 報告書には次のように記載されている。「政府は男性市民の軍役義務強制の一環として、市民への強制的兵役を続けた。」**[3a] (第 1 節 f)**

FCO はスーダン政府の現在の新兵募集及び徴兵状況に関して、2005 年 2 月の書簡の中で「当局は、現地のメディアに若者の軍役参加を求める募集広告を掲載している」と述べた。**[4b]**

- 9.18 Danish FFM of 2001 報告書には次のように記録されている。「新兵を徴集している最中に、私服姿の軍職員は何台かの車を停めた。軍当局は、ちょうどいい徴兵年齢に達していると思われる通行人たちを選び、実際には既に軍役を修了しているにもかかわらず無理やり軍の訓練施設まで連れていった。そのような手段で徴集された者の多くは、両親や親類縁者たちとの接触を断たれ、その身に何が起こったのか告げることができずにいる。」**[23b] (35 ページ)**
- 9.19 2002 年 12 月発行のカナダ IRB の Research Directorate 調査回答書のうちのひとつは、「軍役報告プロセス：新兵募集方法と兵役免除」と題した報告書を発表している。**[52a] (1 ページ)** 上記の徴集方法以外に、IRB の調査支援を受けている Sudan Human Rights Group (SHRG) 会長は、軍役資格のある全ての男性は指定された日時に指定された場所に集まるようにという発表が現地のラジオとテレビで流された、と述べた。**[52a] (1 ページ)**
- 9.20 同報告書にはさらに次のように記述されている。「また、同会長の語ったところでは、緊急事態時、つまり、兵士が緊急に必要な場合、軍警察は通常、主な高速道路及び普通道路を閉鎖し、通行人をチェック

した上で兵役資格のある者を逮捕するのだという。」[52a]（1 ページ）
しかし、2006 年 3 月 8 日に APCI に提出したコメントの中で、UNHCR は次のように述べている。「約 3 年前、政府は国軍への徴兵のために都市部で若者を徴集するのをやめた。学生たちは現在、大学入学前に 45 日から 2 ヶ月の軍事訓練を受け、卒業と共に国への 1 年間の兵役義務を課されている。国への兵役は、職業や健康状態によって軍あるいは政府機関に配属されることになっている。」[20a]（4 ページ）

9.21 2007 年 6 月 27 日付アクセスの 2004 年版 Child Soldiers Global Report には次のように記載されている。「1998 年憲法の徴兵に関する規定によると、すべての市民は、国を守り、国防及び国の兵役への要求に応えるものとする。（第 35 章）1992 年 National Service Law の下では、18 歳から 33 歳の全ての男性に兵役の義務がある。兵役期間は通常 24 ヶ月であり、高校卒業者の場合は 18 ヶ月、大学及び短大卒業者は 12 ヶ月となっている。大学入学の必要条件である中等教育を受けるためには、2003 年まで有効だった 1997 年法令（1997 Decree）の下で 17 歳から 19 歳の男子には 12 ヶ月から 18 ヶ月の軍役が義務付けられていた。」[42a]

9.22 同報告書はさらに次のように述べている。

「1986 年人民軍法（People's Armed Forces Act of 1986）の規定では、健康で武器を持つことができる者は全て予備役兵と見なされ、必要性が生じたときにはいつでも軍役に徴集されるものとする。（第 10 条）また、軍事訓練への参加を要求されることもある。」[42a] さらに、Popular Defence Forces Act によって 1989 年に準軍隊として創設された政府の PDF は、16 歳の者を募集することが認められている。スーダンでは国連子供の権利委員会（UN Committee on the Rights of the Child）に対して、PDF への兵員募集は強制ではないと報告しているが、強制的な募集が行われたという報道もなされている。[42a]

強制的徴兵

9.23 2006 年版 USSD 報告書 は次のように伝えている。「多くの子供たちが、拉致、奴隷及び徴兵の強制を含めた虐待に遭っている。政府及びその支援を受けた民兵組織が子供を兵士として徴集したという複数の報告がある。」[3a]（第 5 節）

- 9.24 2006 年 6 月付米国務省人身売買に関する報告書 (US State Dept Trafficking in Persons Report) には次のように記載されている。

「反乱テロリストグループである LRA は、現在も続くのウガンダ政府との戦争で調理役や雑務係、戦闘員として使うために、南スーダンで少人数の子供たちを拉致し、強制的に徴兵している。その子供の中には、国境を越えてウガンダやコンゴ民主共和国へと売買される者もいる。スーダンの子供たちは、反乱勢力によってダルフルで続いている紛争に利用されている。報道では、SAF 及びそれとつながった民兵組織は同地方で子供を利用しているという。状況に影響された多くの男子は、反乱グループの民兵組織であろうと SAF であろうと、自ら身を寄せることが生き残るための最善の選択肢であると考え。近年終結したスーダン南北間の内戦に加わっていた全武装グループによる大人及び子供への強制的徴集が、日常的に行われている。軍への動員解除と出身地域への帰還を求める何千人もの子供がいる。」[3k] (2006 年 6 月付 U.S. State Dept Trafficking in Persons Report)

兵役：西スーダン (ダルフル)

- 9.25 2006 年版 USSD 報告書には次のように記載されている。「政府は男性市民の軍役義務強制の一環として、市民への強制的兵役を続け、政府と同盟関係にある部隊や反乱勢力はダルフルで子供を兵士として徴集し続けた。」 [3a] (第 1 節 f)
- 9.26 英 NGO 団体 Save the Children は 2004 年 9 月、「ダルフルの子供の保護」 (Child Protection in Darfur) と題する報告書を発表し、ダルフルの政府及び政府と同盟関係にある部隊や反乱勢力による子供への明らかな強制的徴兵に対して懸念を表明した。 [24a] (5 ページ) 同報告書はまた、中には自分の身や家族を守るために自らの意思で兵役に応じた子供もいるが、そういった少数の自主的な子供たちの徴集は彼らの権利を侵害した行為であり、15 歳以下の子供の場合には戦争犯罪に当たる、という点を強調している。 [24a] (5 ページ)

兵役：南スーダン

- 9.27 南スーダン暫定憲法 (ICSS) の第 45 条には、次のように規定されている。「 (1) 南スーダンの防衛は、同地域の全ての市民の名誉であり義務である。 (2) 南スーダン政府は、兵士、戦闘で負傷した者、殉死者

の家族及び軍事活動中行方不明となった者を保護するものとする。」
(2005年 *Sudan Tribune* 紙掲載南スーダン暫定憲法草案) [12d]

- 9.28 2006年3月8日に APCI に提出したコメントの中で、UNHCR は2003年新スーダン SPLA 法 (New Sudan SPLA Act of 2003) が法制化され、現在施行されていると述べている。[20a] (2 ページ)

UNHCR はさらに、「同法は、現在 Ministry of legal Affairs and Constitutional Development の弁護団によって履行されている CPA の規定に沿うように軽微な修正が必要である。」と述べている。[20a] (3 ページ)

- 9.29 SPLA Act of 2003 は軍の構造について次のように規定している。

- (1) SPLA は以下から構成されるものとする。
- (a) 本法施行の前から SPLA の名で知られていた部隊。
 - (b) 本法の下で徴集されたすべての者。
 - (c) 予備役兵
- (2) SPLA は以下のように分けられるものとする。
- (a) 現役兵員組
 - (b) 予備役兵組 [18g] (SPLA Act 第1章第4節)

- 9.30 同法の第2章は、兵員の就役、登録、徴集、任命及び移動に関する規定を含み、第3章は SPLA からの除隊及び解雇について規定する。[18g] (SPLA Act 第2/3章第7-15節) 第4/5章は SPLA メンバーの禁じられた違反行為及び各違反に対する個々の罰則について説明している。[18g] (SPLA Act 第4/5章第8-46節) 第6章は、様々なタイプの罰則をより一般的な言葉で説明しており、それは以下の中に含まれているがそれだけに限定されているわけではない。

- (a) 禁固刑 (通常の刑務所、軍収容所または効果的な罰則を目的とした強制労働収容所。)
- (b) 銃殺隊によって執行される銃殺刑または絞首刑。

18歳以下の者への死刑が認められない場合、妊娠中の女性または乳離れしていない (原文のまま) 女児、あるいは70歳以上の者に関しては、以下のように規定する。

- (c) 罰金（貨幣、牛あるいは現在の各地域に持っているあらゆる財産）
- (d) 財産の没収（その所有権は Civil Authority of New Sudan に移譲される。）
- (e) 野戦刑罰（他のいかなる法的処罰の代わり、あるいはそれに加えて。）
- (f) 鞭打ち刑（他のいかなる法的処罰の代わりとして執行される。）

[18g]（SPLA Act 第 6 章第 47 節）

- 9.31 2004 年版 ICRC 年次報告書には次のように記載されている。「SPLM/A は、その主な訓練センターである Institute for Strategic Studies で国際人道法に関する指導を行ったが、まだそのテーマを全ての訓練プログラムに組み込むには至っていない。それに対する支援として、ICRC は国際人道法に関する講師役として 30 名の SPLA メンバーを訓練した。」**[22a]（106 ページ）** 2005 年版 ICRC 年次報告書は、その活動についてそれさらに次のように記載している。「ICRC はダルフール全ての武装グループに対する国際人道法養成業務のレベルアップを図り、アフリカ連合スーダン派遣団（AMIS）及び国連スーダン派遣団両グループと頻繁に接触を図った。同組織はまた、Joint Integrated Units に向けた国際人道法養成業務も開始している。和平協定に明記されている通り、同ユニットは 40,000 人に及ぶスーダン軍及び SPLM/A 軍によって構成される統合部隊である。」**[22b]（119 ページ）**

強制的徴兵：南スーダン

- 9.32 スーダン南部における現地民兵組織による物品の強奪や強制的徴兵が続いていることが、様々なメディアによって伝えられており、子供がその主な標的とされている。**[10r]; [10s]; [10t]**
- 9.33 2006 年版 USSD 報告書は次のように述べている。
- 「反政府組織及び反乱グループも、多くの重大な無法行為を行っている。SLA の諸派閥、JEM 及びダルフールで活動するその他のグループは、殺人、暴行、拉致、強姦、物品の強奪、財産の破壊、徴兵の強制及び子供兵士の募集を展開している。」**[3a] (p2)**
- 9.34 IRIN は 2005 年 7 月、次のように報じた。「武装組織によって徴集されるという経験は、子供たちの人生に衝撃的な影響を及ぼすものである。彼らは暴力の中に埋められ、恐ろしい虐待のなすがままにされ、愛や遊

び、教育、希望を完全に奪われてしまっている。10年後に子供の徴兵を禁止する国際的な指針が示されたとしても、多くの子供たちが依然としてひどい搾取に遭っている状況は変わらないだろう。」[10s]

司法

10.01 スーダン国家暫定憲法(INC)は 2005 年 7 月 9 日に調印された。(2006 年 9 月 18 日付英 BBC Timeline)**[9a]** 本報告作成の現時点においては同憲法の完成版の写しはまだ手に入らないが、2005 年 3 月 16 日付の憲法草案が *Sudan Tribune* 紙のウェブサイトに掲載された。**[12d]**. 同憲法草案の第 34 条には次のように規定されている。

- (1) 逮捕された者は誰でも、逮捕された時点でその理由を教えられるものとし、自らに対する容疑を速やかに知らされるものとする。
- (2) いかなる容疑または裁判での権利及び義務の決定においても、被告人は正当で独立した公平な法廷による公正な開かれた審理を受ける権利を有するものとする。
- (3) 法律違反による容疑をかけられた者は誰でも、法に従って有罪が証明されるまで推定無罪とする。
- (4) 何人も、国家、南スーダンまたは州の法律、あるいは国際法の下で違反行為を構成するものではないいかなる行為または不作為に関しても、それを行った時点で有罪とされることはないこととする。
- (5) 何人に対するいかなる犯罪容疑の決定においても、何人も不当な遅延を受けることなく自らの出席の下で裁判を受ける権利を有し、自らまたは自由な選択による法的支援を通じて自身を弁護し、公正な利害が要求するところにおいて自身に与えられた法的援助を行使する権利を有する。**[12d] (14 ページ)**

10.02 同憲法草案の第 123 条には次のように規定されている。

- (1) スーダン共和国における国家の法的権能は、「国家的司法権」として知られる独立した権限に帰するものとする。
- (2) 国家的司法権は、本憲法及び法に従って紛争に関する決定を下し、判決を下す上で、司法権を行使するものとする。
- (3) 国家的司法権は、立法権及び行政権から独立したものとする。**[12d] (48 ページ)**

10.03 2006 年版 USSD 報告書には次のように記載されている。

「暫定憲法及び法は独立した司法権を規定しているが、特に国家に対する犯罪の場合には大統領または治安部隊に大きく従属するものとする。法廷は時にある程度の独立した態度を示してきた。例えば、控訴審裁判

所が政治犯罪に関する下級裁判所のいくつかの判決、特に公共秩序裁判所の判決を覆す判決を下したことがある。しかし、裁判所に対する政治的介入は日常的に行われている。」[3a]（第1節e）

10.04 同報告書はさらに続けて次のように述べている。

「法は公平かつ迅速な裁判を規定しているが、この原則は尊重されないことが多い。被告人は弁護士をつける権利を持っており、裁判所は、死刑または無期懲役の罪の容疑がかけられている十分な経済力のない被告人に対して無償の法的支援者を提供する義務がある。しかし、実際には被告人が法的助言を受けられなかったという報告が多くあり、場合によっては、弁護士が被告に助言するだけで、裁判に出席しないこともあった。また、政府が弁護士を裁判に出席させなかったり、弁護側の証人召致を認めなかったりしたこともあるという報告も出されている。」

[3a]（第1節e）

10.05 同報告書はさらに次のように続く。

「開業を希望している弁護士が、政府の支配下にある弁護士協会への加盟を強制されたこともある。政府はまた、政敵と見なしている弁護士に対して嫌がらせを続けた。」[3a]（第1節e）

司法構造

10.06 暫定憲法草案の第124条には次のように規定されている。「国家的司法権は以下のような構造によって形成されるものとする。(a) 国家最高裁判所、(b) 国家控訴審裁判所、(c) 法によって樹立される必要があると見なされたその他の国家規模の裁判所または法廷 [12d]（48 ページ）同草案の第130条には次のように規定されている。「(1) 法的権能、誠実及び信頼に則り、スーダン共和国の最高裁判所長官、国家最高裁判所判事、及び同共和国の全ての判事は、Institution of the Presidency 内での話し合い及び National Judicial Service Commission の推薦に基づいて、共和国大統領によって任命されるものとする。」[12d]（50 ページ）

10.07 2006年版 USSD 報告書には次のように記載されている。

「スーダンの司法制度の下では、一般裁判所、軍裁判所、特別裁判所、準法廷の4種類の裁判所がある。一般裁判制度では、民事裁判所、刑事

裁判所、控訴審裁判所、最高裁判所が設けられている。軍裁判所は軍人のみを扱い、被告に対して民事裁判所及び刑事裁判所と同じ権利を付与することはない。ダルフルの特別裁判所は、国家に対する犯罪を裁く目的で非常事態令の下で運営されていた。そのような裁判所は3つあり、ダルフルの各州にひとつずつ置かれていた。準法廷は、土地や水の権利及び家族の事案を巡る紛争を解決する目的で地方に置かれていた。」
[3a] (第1節 e)

10.08 同報告書はさらに次のように述べている。

「刑法 (Criminal Act) は刑事事件を裁くためのものであり、民事訴訟法 (Civil Transactions Act) は大部分の民事事件に適用される。イスラム法は暫定憲法の元では、南部ではなく北部に適用されているが、南部の裁判官の中には依然としてイスラム法の法手続きに従っている者もいるという報道もある。南スーダン政府は10月、慣習法に基づいて新しい刑法を導入した。」**[3a] (第1節 e)**

10.09 同草案の第156条は、首都 Khartoum に関して次のように規定している。

「(d) 非イスラム教徒に対する科刑の司法権は、非イスラム教徒には規定された刑罰は適用されず、従って刑を免除されるという長期にわたって定着しているイスラム法に従うものとする。」**[12d] (62 ページ)** 続けて第157条には次のように規定されている。「非イスラム教徒の権利が上記の第154条及び第156条の指針に従って保護・尊重され、首都のイスラム法の影響を受けることがないようにするために、大統領は特別委員会を設立するものとする。この委員会は、Institution of the Presidency に対して報告及び提案を行うものとする。」**[12d] (62 ページ)**

10.10 2004年4月版 Sudan Organisation Against Torture Report on Reformatories in Sudan は次のように報告している。「首都 Khartoum の北部で1999年に社会実験として、少年裁判所(原文のまま)が設置された。近年、他の州(Gadarif 及び Kosti)にも2つの少年裁判所が設立されている。**[15b] (1 ページ)** また、1983年少年福祉法 (Juvenile Welfare act 1983 原文のまま)の下では特別な手続きが行われないことになっているため、同裁判所は1991年の一般的な刑事手続き法を適用している。**[15b] (5 ページ)** 同裁判所の運営体制はスーダンの通常の裁判所と同じものである。**[15b] (5 ページ)** 少年裁判所の設置は、

Khartoum 州で法的紛争に巻き込まれている子供たちにとって絶大な影響を持っている。 [15b] (5 ページ)

- 10.11 2007 年 1 月発行版 SHRO-Cairo Human Rights Quarterly Report は司法改革について次のように報告している。

「NIF/議会の与党主導の GoNU の失敗は、司法の状況におけるいかなる合理的な疑念をも超えて明らかなものとなった。スーダンの司法権は、同国の来るべき平和と民主主義の安定のために不可欠の要素である。しかし、NIF Salvation Revolution の下での司法の状況は、同国の独立以来最悪のレベルにまで落ちてしまっている。1990 年に米 American Lawyers 誌が初期の文書(原文のまま)を発表してから、同国の司法は、短命に終わった数々の民間人政府を引き継いだ軍事政権の格好の餌食となった。そのため、司法権に対する行政権及び立法権の侵害が重ねて起こった。」 [17m]

西スーダン (ダルフル)

- 10.12 2006 年版 USSD 報告書には次のように記載されている。「ダルフルの特別裁判所は、国家に対する犯罪を裁く目的で非常事態令の下で運営されていた。そのような裁判所は 3 つあり、ダルフルの各州にひとつずつ置かれていた。 [3a] (第 1 節 e) 特別裁判所法 (Special Courts Act) の下で、3 名の裁判官によって構成される治安法廷が創設され、憲法法令、緊急法令、いくつかの刑法規定違反及び麻薬や通貨に関する違反行為を扱っている。主に民間の裁判官によって構成される特別裁判所は、大部分の治安関連の事案を扱っている。弁護士は裁判に立ち会うことができる。 [3a] (第 1 節 e)

- 10.13 2004 年 12 月、AI は「スーダンのダルフルに創設された特別刑事裁判所」 (Sudan: The Specialised Criminal Courts in Darfur) と題する報告書を発表した。

「2001 年の非常事態令の下でダルフルに設置された特別裁判所は、最高裁判所長官によって首都 Khartoum に出された別の命令に従って、2003 年 3 月同地方の全 3 州で “特別刑事裁判所 (Specialised Criminal Courts)” へと改変された。武装強盗及び haraba (強盗) 等の犯罪、小火器の不法所持、刑法第 50 条から 57 条に定められた犯罪 (国家に対する罪)、公共秩序に対する違反及び州知事または司法長官によって犯罪

と認定された他の全ての行為（第4条）に対する司法権限は、上記の新設の特別刑事裁判所へと移譲された。」 [16b]（1ページ）

10.14 同報告書にはさらに次のように記載されている。

「特別刑事裁判所は、裁判権を大きく改善するものとしてスーダン政府当局によって保護されている。特に、治安部隊のメンバーが指揮する特別裁判所に比べて、特別刑事裁判所は現在たった1名の民間の裁判官によって運営されているのだ。司法省によれば、特別刑事裁判所は、形式上は司法権の責任の下にある。それは“便宜上”の理由で創られたのである。しかし、ダルフルの弁護士たちは特別裁判所と特別刑事裁判所の間にはほとんど違いがないと考えている。両者の欠陥が数多く残ったままとなっている。」 [16b]（1ページ）

10.15 2006年版USSD報告書には次のように記載されている。

「弁護士たちは、裁判資料を見せてもらえるのが遅すぎて効果的な弁護がでないことがあったと不満を表明している。判決は通常厳しいもので、直ちに執行された。しかし、死刑判決は最高裁判所長官及び国家元首の判断に委ねられた。被告は最高裁判所長官に上訴文を提出することができる。被告には上訴に7日が与えられており、控訴審裁判所の判断が最終判決となる。」 [3a]（第1節e）

司法：南スーダン

10.16 暫定憲法草案の第132条には次のように規定されている。「本憲法第130条(1)の規定はあるものの、南スーダン暫定憲法導入から1週間以内に、南スーダン政府大統領は、本憲法及び法によって決定されている通り、南スーダン最高裁判所、控訴審裁判所の裁判長及び裁判官、その他の裁判所の裁判官を任命することとする。」 [12d]（51ページ）

10.17 南スーダン暫定憲法(ICSS)は2005年12月5日に調印された。(2005年12月21日付スーダンに関する国連事務総長報告書) [6c]（4段落）本報告作成の現時点においては同憲法の完成版の写しはまだ手に入らないが、2005年10月付の憲法草案が *Sudan Tribune* 紙のウェブサイトに転載された。 [12d] 同草案の第23条には、次のように規定されている。

- (1) 被告人は、法に従って有罪と確定するまでは推定無罪とする。
- (2) 逮捕された者は誰でも、逮捕された時点でその理由を教えられるものとし、自らに対する容疑を速やかに知らされるものとする。
- (3) 全ての民事及び刑事手続きにおいて、何人も、法によって定められた手続きに従って正当な法廷による公正な開かれた審理を受ける権利を有するものとする。
- (4) 何人も、違反行為を構成するものではないいかなる行為または不作為に関しても、それを行った時点で有罪とされることはないこととする。
- (5) 何人も、不当な遅延を受けることなくいかなる犯罪についても、自らの出席の下で裁判を受ける権利を有する。
- (6) 何人も、自らまたは自由な選択による弁護士を通じて自身を弁護し、その下で重大な違反行為について自身を弁護することができない政府によって与えられた法的援助を行使する権利を有する。[12d]

10.18 Gurtong Peace Project のウェブサイト掲載の日付不詳の記事によると、新しいスーダンの 29 の法律が 2003 年 6 月 26 日に当時 SPLM/A 会長であった故 John Garang 氏によって調印され、2004 年 4 月 17 日に 4 つの法律草案が調印されたという。[18a] 記事はさらに次のように伝えている。「和平協定に調印後に、これらの法律は変わる予定だ。新しい状況及び将来の協力と平和の環境に合わせて、新たな法律が生まれるだろう。[18a] 2006 年 3 月 8 日に APCI に提出したコメントの中で、UNHCR は次のように述べている。「2003 年新スーダン司法権法 (New Sudan Judiciary Act of 2003) が既に法制化され、現在施行されている。[20a] (2 ページ) 同法は、現在 Ministry of legal Affairs and Constitutional Development の弁護士によって履行されている CPA の規定に沿うように軽微な修正が必要である。[20a] (3 ページ)

10.19 同法は以下のように規定している。「新スーダンにおける司法権能は、“司法権”として知られる独立した組織に帰するものとし、その義務の免責は、これを SPLM 及び Civil Authority of the New Sudan (CANS) の責任に帰するものとする。」[18d] (Judiciary Act 第 1 章第 4 節) 裁判所の権限及び司法権に関しては、以下のように定める。

- 1) 裁判所は、全ての紛争に対する決定を下し、法による例外を除いた全ての事案を裁くものとする。
- 2) 全ての裁判所は法に従って、提出された事案に対する決定を下す権限を有するものとする。

- 3) 裁判所は直接的または間接的に、主権行為に対する判決を下してはならないこととする。[18d] (Judiciary Act 第1章第6節)

10.20 2006年版USSD報告書には次のように記載されている。

「イスラム法は暫定憲法の前では、南部ではなく北部に適用されているが、南部の裁判官の中には依然としてイスラム法の法手続きに従っている者もいるという報道もある。南部では、南スーダン政府が伝統的な長老裁判所、地区裁判所、州裁判官、地域裁判官及び控訴審裁判所から成る司法制度を導入した。」[3a] (第1節e)

10.21 同報告書はさらに次のように伝えている。

「社会インフラ、通信システムの不備、資金面での不足及び不十分な警察力のために、多くの地域で裁判制度が機能していない。南スーダン政府は、伝統的な裁判所、つまり“長老の法廷”を認めており、そこでは家庭内の事案や刑事事件を含めた大部分の事案に慣習法が適用されている。各地方の長老たちは普通伝統的な裁判所を取り仕切っているが、被告人には非慣習的な法廷に上訴する権利が与えられている。とはいうものの、実際にそのような報告は一件もない。伝統的な裁判所は現在公式なものとされており、司法制度に組み込まれている。[3a] (第1節e) 民間当局及び施設が稼働していない南部やNuba Mountainsの地域では、有効な司法手続きは行われていなかった。信頼できる報告筋によると、これらの地域に展開する部隊は、特に公共の秩序に対する犯罪の容疑がかけられた者たちを、即刻裁判にかけ罰したという。[3a] (第1節e)

司法構造：南スーダン

10.22 New Sudan Judiciary Act of 2003には次のように規定されている。

新しいスーダンの裁判所は、以下のように分類されることとする。

- a) 控訴審裁判所
- b) 高等裁判所
- c) 州裁判所
- d) 地区裁判所
- e) 地域裁判所
- f) 長老裁判所

g) その組織構成、議席及び司法権能を規定した法によって設立された他の全ての裁判所。[18d] (Judiciary Act 第1章第5節)

10.23 同法の第2条は、さらにそれぞれの裁判所の設立、組織構成、権限及び司法権能について説明している。[18d] (Judiciary Act 第2章第8–19節) 第3条は、各裁判所レベルの裁判官の任命について規定している。[18d] (Judiciary Act 第3章第20–28節)

逮捕及び拘束：法的権利

- 11.01 2005年7月9日に調印されたスーダン国家暫定憲法の第29条には、次のように規定されている。「何人も人間の自由及び安全の権利を有する。何人も、法によって定められた理由及び手続きに基づいている場合を除き、恣意的な逮捕または拘束を受けることはあってはならず、自由を剥奪されることもあってはならないこととする。」(2007年1月24日付英BBC Timelin) [9a] (*Sudan Tribune* 紙掲載 2005年3月16日付憲法草案) [12d] (13 ページ) さらに、第34条には次のように規定されている。「(1) 逮捕された者は誰でも、逮捕された時点でその理由を教えられるものとし、自らに対する容疑を速やかに知らされるものとする。」 [12d] (14 ページ)
- 11.02 2006年版USSD報告書には次のように記載されている。「法は、明確な容疑のない恣意的な逮捕及び拘束を禁じているが、政府は緊急事態令(7月9日まで)または国家治安法(National Security Act)の下で、恣意的な逮捕及び拘束を続けた。[3a] (第1節d)しかし、刑法の下では、逮捕令状が必要ではなく、容疑がないまま3日間の拘束が可能であり、治安当局の長官の命令により30日間、また検察官の承認によりさらに30日間の延長が可能となる。[3a] (第1節d)
- 11.03 AIは2005年版年次報告書の中で、次のように伝えている。「何百人もの政治犯が、首都Khartoumに恣意的に軟禁され続けている。恣意的逮捕、外部との連絡を断たれての拘束、拷問及び表現の自由に対する制限が続いており、特にKhartoum内外の人権擁護者や学生活動家、IDPsがその対象となっている。」[16e] 2005年1月発行のPreport of the UN ICI on Darfur to the UN SGには、次のように記述されている。「ICIは、2001年に修正されたNational Security Force Actが治安部隊に広範囲にわたる権限を与えており、その中には容疑のないままの拘束または最高9ヶ月間の裁判官との接触のない拘束が含まれているということに注目したい。」[6e] (31 ページ)
- 11.04 2006年版USSD報告書には次のように記載されている。「法は、死刑または無期懲役に値する者を除いて、保釈を認めており、保釈制度は機能していた。[3a] (第1節d)政府は法の適正手続きを経ない軟禁を日常的に行っており、治安部隊が拘束者の外部との連絡を断ったり、殴打したり、食糧や水、排便の機会を与えず、強制的に冷たい床の上で眠

らせたりしたという信頼性の高い報告が出されている。[3a] (第1節 c/d)

逮捕及び拘束 法的権利:南スーダン

11.05 2006年版 USSD 報告書には次のように記載されている。「SPLM/A は同年、領土内のおよそ 500 名の戦争捕虜(POWs)を解放した。政府は、POWs の存在を認めなかった。SPLM は、政府によって捕らえられていた POWs は何年間も戦闘が行われている間に殺されたと伝えた。」[3a] (第1節 g) ICRC の 2005 年 8 月 3 日付報告書は、次のように伝えている。「SPLA によって以前捕らえられた約 300 人の人々は 7 月の初めに解放され、首都 Khartoum に戻った。その大部分の拘束期間は数年間であり、中には 15 年間にも及ぶ者もあった。」[22e]

11.06 2006 年版 USSD 報告書はさらに次のように伝えている。

「イスラム法の下では、刑法で鞭打ち、手足の切断、投石及び“磔” 処刑後の死体の見せしめ を含めた肉体的な刑罰が認められている。暫定憲法の下で、政府は南部の 10 州を公式にイスラム法の適用外としたが、南部の裁判官の中には依然としてイスラム法を遵守している物もいるという報道もある。北部の裁判所は、特に酒類の製造に対して日常的に鞭打ちを科している。」[3a] (第1節 c)

11.07 2007 年 8 月 23 日付の記者発表の中で、SHRO は暫定憲法で規定された権利の度重なる侵害を止めるようにスーダン政府に求めた。SHRO は同国政府当局に対して、Nubian 地方の考古学者 Muhammad Jalal Hashim 氏の恣意的拘束を直ちに解くように要求し、NUoG に対して、暫定憲法を完全に遵守し、Ali Mahmoud Hasanain 氏、Mubarak al-Fadil al-Mahdi 氏及び彼らの仲間の不当な拘束からの解放を含めた政治犯の解放を求めた。[17n] 同組織はまた、スーダン人科学者 Jalal 氏への政府の抑圧的待遇を可能な限りの強い語調で非難し、Kajbar Dam 建設反対運動への公的また個人的支援を全て打ち切るようにという同氏への脅迫を止めるように要求した。[17n]

11.08 SOAT 及び国際 NGO の FIDH (Fédération Internationale des Droits de l'Homme) 両団体は、それぞれ 2007 年 7 月 23 日、7 月 26 日付で次のように報じた。

「FIDH の情報センターは SOAT からの情報として、Kajbar Dam 建設によって土地を追われる可能性のある地域を代表する活動団体のスポークスマンである Osman Ibrahim 氏の恣意的逮捕及び強制連行について連絡を受けた。2007 年 7 月 20 日に受けた情報によると、同氏は、令状もなくどこへ連れて行かれるのかも知らされないまま、スーダン北部の Halfa municipality にある Farraig 村の自宅から早朝数人の警官たちによって逮捕されたという。」 [38d], [74a]

11.09 同報道はさらに続けて次のように伝えている。「同氏の逮捕前にも、2007 年 6 月 13 日、Farraig 村での Kajbar Dam 建設反対の平和デモの最中にスーダン治安部隊がデモ隊を銃撃し、一般人に死傷者が出る事件が起きていた。そのときにも、数人が同北部の州都 Dongola 及び首都 Khartoum で逮捕及び拘束された。この緊急報告を発表している現時点でも、Ibrahim 氏の行方は依然不明のままである。」 [38d], [74a]

11.10 AI は 2007 年版年次報告書の中で、恣意的拘束が広がっていることを伝えている。[16y] (3 ページ) 治安部隊、特に National Security Agency は、人々の外部との連絡を断ち、容疑も裁判もないまま恣意的に拘束している。Ali Hussein Mohammed Omar 氏及びその他 Beja Congress の 2 人のメンバーは、3 月に Kassala で逮捕及び虐待され、容疑もないまま家族や弁護士との接触も認められずに 10 日間秘密の場所に監禁されていた。[16y] (4 ページ)